

令和 8 年 1 0 月 9 日変更

八幡浜市過疎地域持続的発展計画

(令和 8 年度～令和 1 2 年度)

愛媛県八幡浜市

目 次

1 基本的な事項

(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 市行財政の状況	11
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 事業計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	20

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	25
(3) 他市町等との連携	29
(4) 事業計画	30
(5) 産業振興促進事項	31
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	32

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	34

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	35
------------	----

(2) その対策	36
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	45
(3) 事業計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	51

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	54
(3) 事業計画	58
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	59

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	60
(2) その対策	61
(3) 事業計画	62
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	62

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	63
(2) その対策	64
(3) 事業計画	66
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	66

10 集落の整備

(1) 現況と問題点	68
(2) その対策	68
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	69

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	70
(2) その対策	70
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	71

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点	73
(2) その対策	74
(3) 事業計画	75
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	76

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	77
(2) その対策	77
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	78
事業計画（過疎地域持続的発展特別事業分）	79

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

1 地形及び自然条件

八幡浜市は愛媛県の最西端佐田岬半島の基部に位置し、北は瀬戸内海、西は宇和海に面し、東は大洲市、西は伊方町、南は西予市に隣接している。また、豊後水道（豊予海峡）を挟んで大分県に対してしている。

面積は132.64km²で、海岸線はリアス海岸を形成しており、急傾斜地が海岸までせり出した地形で、平坦地が少なく岬と入り江が交錯した美しい景観をなしている。山間部は北部の出石山、東部の鞍掛山・大畑山、南部の飯之山、西部の雨乞山などの標高300～800m級の山地によって形成されており、山腹や山麓は急傾斜地が多くなっている。千丈川と五反田川が下流で合流し八幡浜湾に、また、宮内川と喜木川が川之石湾に注いでおり、この河川に沿った平坦地にそれぞれ市街地が形成されている。

地質は、西南日本外帯に属し、外帯を2分割する御荷鉾構造線が通過し複雑である。分布する岩層は、北側から南に向かって連続的に変化しており、半分以上が古生代の変成岩層で覆われている。また、沖積層は海岸線に沿って小範囲にとどまっている。

気候は、宇和海と瀬戸内海の2つの海に臨み、海洋性気候の影響を受け、令和6年の年平均気温は18.3℃、年間降水量は1,554.4mmと四季を通じて温暖で暮らしやすく、柑橘栽培の適地となっている。一方、東部や山間部は、内陸性気候の影響を受けており、沿岸部と比べて寒暖の差が大きい傾向がみられる。

2 歴史的、社会的、経済的条件

八幡浜という地名は遠く養老年間（717～724年）からあり、その由来は八幡大神がこの地の浜に立たせられたことによるといわれている。

既に、天正年間（1573～1592年）には埋立て工事が行われたと伝えられており、以降度重なる埋立てによって、市街地は海へと拡大されていった。歴史的に見ると奈良時代から江戸時代にかけては矢野郷、矢野保、あるいは矢野庄と呼ばれ、源平時代は、平清盛の弟頼盛の荘園であったが、その後、相次

ぐ戦乱により所属は幾多の変遷があり、元和元年（1615年）伊達政宗の長子秀宗が宇和郡（愛媛県南予地方）を領して、宇和島藩主となり、その統治下に入った。明暦3年（1657年）の吉田藩分知により一部は吉田藩に属することとなった。

明治4年（1871年）宇和島県となり、郡制実施とともに西宇和郡役所が置かれた。

明治22年（1889年）町村制実施により、現在の市域内に八幡浜町他12村が誕生し、八幡浜町は、昭和5年（1930年）1月に矢野崎村を吸収合併、昭和10年（1935年）2月に神山町、千丈村及び舌田村を吸収合併し市制を施行、さらに、昭和30年（1955年）2月には双岩、日土、川上、真穴の4村を吸収合併した。一方、同年3月には川之石町、喜須来村、宮内村及び磯津村が合併し、保内町が誕生した。

平成の大合併により、平成17年（2005年）3月28日に八幡浜市と保内町が合併し、人口42,433人、面積132.96km²の新八幡浜市が誕生し現在に至っている。

明治以降「伊予の大阪」と謳われるなど、南予地方における商工業の中心都市として栄え、保内地域でも、江戸時代から明治時代にかけてのハゼ栽培、江戸時代後期からの海運業に加え、明治以降の銅採掘と活況を呈し、当時の繁栄を偲ばせる歴史的建造物も多く現存している。

昭和14年（1939年）2月には国鉄予讃線が開通し、交通の便が飛躍的に向上していった半面、海運業には翳りが見えはじめた。

第2次世界大戦では戦災を免れ、特に水産業は戦後飛躍的な発展を遂げ、トロール漁業の基地として全国にその名を知られるにいたった。

また、温州みかんをはじめとする柑橘の中心生産地として、昭和39年（1964年）、平成8年（1996年）の2度にわたり天皇杯を受けており、今なお日本一のみかんどころとしての名声を保っている。

昭和35年（1960年）八幡浜港が重要港湾の指定を受け、昭和39年（1964年）2月には九州とのフェリー航路が開設された。平成12年（2000年）には特定地域振興重要港湾に指定され、四国と九州を結ぶ拠点的な港湾としての機能強化が期待されている。近年では、老朽化や船舶の大型化、防災機能の強化に対応するためフェリーふ頭の再編整備が進められ、令和4年（2022年）4月には新たなフェリー岸壁とともに、津波避難施設を兼ねた新フ

エリーターミナルビルが供用開始された。

陸上交通においては、昭和46年（1971年）5月国道197号夜昼トンネル、昭和51年（1976年）8月愛宕山トンネル、平成11年（1999年）2月国道378号磐女トンネル、平成13年（2001年）3月には須田トンネルが開通した。現在は、地域高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の整備が進められており、このうち「名坂道路」が平成25年（2013年）3月に、「八幡浜道路」が令和5年（2023年）3月に供用開始されている。引き続き、未開通区間である「夜昼道路」「大洲西道路」の整備が進められている。

この間、水産物地方卸売市場の整備、土地再開発用地の造成を目的とした港湾埋立て等も実施され、平成25年（2013年）4月には旧水産市場地先等水面埋立地に、高度衛生管理型荷捌き所（新魚市場）、地域交流拠点施設「道の駅・みなとオアシス 八幡浜みなと」が完成し、名実ともに四国の西の玄関口として、また、生鮮食料品等の供給基地として発展している。

イ 過疎の状況

1 人口等の状況

昭和30年代後半からの高度経済成長と産業構造の変化に伴い、地方から中央への人口流出が続き、大都市圏での過密現象と地方の過疎現象が生じ、本市の国勢調査人口も昭和35年の67,173人から昭和40年62,715人、昭和45年58,545人、昭和50年56,964人、昭和55年55,757人、昭和60年53,622人、平成2年50,271人、平成7年47,410人、平成12年44,206人、平成17年41,264人、平成22年38,370人、平成27年34,951人、令和2年31,987人と減少の一途をたどっている。

原因としては、平地が少ないという地理的条件のため、地価が高く企業誘致が困難なことに加え、地場産業の市外転出や廃業等が続き、そのため生産性の高い魅力ある職場や就業の場が少なく、学卒者を中心とする若年層が市外流出したことや、出生率の低下に伴う少子化等の社会的要因が考えられる。

2 現況と今後の見通し

八幡浜地域の人口は、昭和30年をピークに減少が続いている。保内地域は、昭和50年代に四国電力等の社員住宅や公営住宅の建設、原子力発電所の雇用

効果等により人口が増加し、平成2年に過疎地域から脱却したが、近年は地域経済も沈滞気味になり人口も再び減少傾向になっている。

旧八幡浜市は平成4年4月1日に過疎地域活性化特別措置法の適用を受け、平成17年3月28日の合併後においては、新市全域が過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けることになった。令和2年の国勢調査人口は31,987人であり、過去60年間で35,186人、率にして52.4%、過去30年では18,284人、率にして36.4%という大幅な減少となっており、また、令和2年で高齢者比率は40.9%、若年者比率8.4%であり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法制定後も引き続き適用を受けている。

若年層の市外流出が続き、出生率の低下に伴う少子化、地域の高齢化が急速に進行する現状では人口の減少が続くことが予想され、過疎からの脱却は容易ではないと思われる。少子高齢化社会の中で、行政と市民とのパートナーシップを確保し、誰もが安心して暮らせるよう、総合的かつ計画的なまちづくりを進める必要がある。

ウ 社会的経済的発展の方向の概要

本市は、従来、農業・水産業等の第1次産業を基調としながら、縫製業・織物業・造船業・水産練り製品等の食品加工業の第2次産業、商業・海運業・フェリー業を中心とする第3次産業と、それぞれ特色ある産業を持ち、商工業の盛んなまちとして発展してきた。

しかしながら、昭和30年代後半からの経済の高度成長に伴う都市部への人口の流出、その後の水産物の価格低迷、都市型産業形態への移行、産業構造の変化等社会経済情勢の激変により、従来の第1次産業さらに織物業を基調とした産業構造の維持が困難となった。

このような状況の中で、就労機会の増大と安定した所得を確保するため、産業基盤の整備や宅地開発、生活環境の整備を積極的に行い、地域住民や若者の定住化に向けた条件整備を進めてきた。

今後とも、定住化に向けての条件整備をさらに推進するとともに、豊富な海・山の地域資源を活用した産業の育成、地域間交流の促進、快適で活力あふれるまちの形成を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

「イ 過疎の状況」で記載のとおり、本市の人口は、減少の一途をたどり、昭和35年と令和2年の国勢調査人口を比較すると60年間で35,186人、率にして52.4%という大幅な減少となっている。

その後も人口の減少は続き、令和7年3月末の住民基本台帳人口は29,193人となり、平成17年3月末人口42,323人と比較すると、20年間で13,130人、率にして31.0%の減少となっている。

年齢区分別人口をみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少し、逆に高齢者人口（65歳以上）は増加している。特に生産性の高い魅力ある職場や就業の場が少ないためか、若年層（15歳～29歳）が著しく減少している。昭和40年以降の人口減少の主な要因は、年少人口と若年層の人口減によるものであり、出生率の低下、若年層の市外流出により人口の高齢化が急速に進んでいるものと考えられる。

本市の高齢者比率は、令和2年で40.9%と県平均の32.5%を大きく上回る高い水準を示しており、今後もさらに上昇していくことが予想される。一方、若年者比率は8.4%と昭和40年以降一貫して低下しており、人口減少は将来も続くことが予想される。

人口構成のアンバランスを解消し、地域の活力を高めるためには、若者の定着が不可欠であり、今後はさらにみかんと魚に代表される地場産業の振興や企業誘致による地域活性化施策を展開していく必要がある。

産業別人口は、昭和40年（国勢調査）に総数28,565人に対し、第1次産業31.3%（8,943人）、第2次産業27.2%（7,763人）、第3次産業41.5%（11,859人）であったが、令和2年には総数は15,667人で、昭和40年と比較すると45.2%（12,898人）の減少、第1次産業は21.2%（3,321人）で62.9%（5,622人）の減少、第2次産業は18.1%（2,836人）で63.5%（4,927人）の減少、第3次産業は60.7%（9,510人）で19.8%（2,349人）の減少となっている。

昭和30年代後半からの急激な過疎化現象に伴い、本市の就業人口も総人口の減少と歩調をあわせる形で減少をしていることがわかる。

本市の第1次産業の中心である農業については、柑橘栽培が主であるが、就業人口は著しい減少を示しており、若年層の新規就業者の減少による後継者不足と高齢化が問題となっている。今後も引き続き、生産基盤や販売力の強化、高付加

価値型農業や6次産業化の推進を図る。

水産業は、経営体、就業者とも減少しており、農業同様、後継者不足や漁獲量の伸び悩みという問題を抱えている。本市の漁業は、漁船漁業が中心であるが、今後は、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換、加工品の開発による地元水産物の高付加価値化や魚食の普及を図っていくことも必要である。

工業は、平地や開発可能な丘陵地が少ないため、工業立地は難しく、市内企業の周辺市町への流出が起きている状態であるが、廃校施設への誘致の成功事例もある。引き続き各種奨励制度の積極的な活用を図り、雇用の場の確保に努める必要がある。

商業については、卸小売業が中心であり、交通基盤の整備、デジタル社会の進展や、ショッピング形態の変化に伴い、購買力の低下・流出が目立ち、低迷が続いている。四国電力跡地プロジェクト及び八幡浜港みらいプロジェクトにより、港と商店街の動線の確保、また、イベント等による連携を図り、商店街の再興を図る必要がある。

本市の人口構成は大きく変化し、少子高齢化が進んでおり、総人口は昭和25年以降、減少傾向にある。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が示す将来人口推計（社人研推計）では、八幡浜市の人口は令和42（2060）年には11,842人と現在の半分以下まで人口が減少することが見込まれている。本市の合計特殊出生率は1.45（平成30年から令和4年までの平均）で、愛媛県全体（1.43）より高い数字となっているものの、出生数は減少傾向にある。また、減少幅は縮小傾向にあるが社会減が継続している状態にある。

その中で、「第3期八幡浜市人口ビジョン」では、合計特殊出生率の向上と社会動態の改善を図ることで、令和42（2060）年の目標人口を19,000人以上としている。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 67,173		人 62,715	% △ 6.6	人 58,545	% △ 6.6	人 56,964	% △ 2.7	人 55,757	% △ 2.1
0歳～14歳	22,496		17,347	△ 22.9	14,508	△ 16.4	13,735	△ 5.3	12,643	△ 8.0
15歳～64歳	39,793		40,156	0.9	38,248	△ 4.8	36,796	△ 3.8	36,013	△ 2.1
うち 15歳～ 29歳 (a)	15,472		15,139	△ 2.2	13,741	△ 9.2	11,566	△ 15.8	9,973	△ 13.8
65歳以上 (b)	4,884		5,212	6.7	5,789	11.1	6,433	11.1	7,089	10.2
(a) /総数 若年者比率	% 23.0		% 24.1	—	% 23.5	—	% 20.3	—	% 17.9	—
(b) /総数 高齢者比率	% 7.3		% 8.3	—	% 9.9	—	% 11.3	—	% 12.7	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 53,622	% △ 3.8	人 50,271	% △ 6.2	人 47,410	% △ 5.7	人 44,206	% △ 6.8	人 41,264	% △ 6.7
0歳～14歳	11,154	△ 11.8	9,246	△ 17.1	7,837	△ 15.2	6,346	△ 19.0	5,206	△ 18.0
15歳～64歳	34,620	△ 3.9	32,172	△ 7.1	29,338	△ 8.8	26,536	△ 9.6	23,870	△ 10.0
うち 15歳～ 29歳 (a)	8,826	△ 11.5	7,800	△ 11.6	6,819	△ 12.6	5,896	△ 13.5	4,731	△ 19.8
65歳以上 (b)	7,848	10.7	8,849	12.8	10,235	15.7	11,306	10.5	12,187	7.8
(a) /総数 若年者比率	% 16.5	—	% 15.5	—	% 14.4	—	% 13.3	—	% 11.5	—
(b) /総数 高齢者比率	% 14.6	—	% 17.6	—	% 21.6	—	% 25.6	—	% 29.5	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 38,370	% △ 7.0	人 34,951	% △ 8.9	人 31,987	% △ 8.5
0歳～14歳	4,323	△ 17.0	3,558	△ 17.7	3,055	△ 14.1
15歳～64歳	21,361	△ 10.5	18,209	△ 14.8	15,625	△ 14.2
うち 15歳～ 29歳 (a)	3,902	△ 17.5	3,327	△ 14.7	2,681	△ 19.4
65歳以上 (b)	12,578	3.2	13,058	3.8	13,094	0.3
(a) /総数 若年者比率	% 10.2	—	% 9.5	—	% 8.4	—
(b) /総数 高齢者比率	% 32.8	—	% 37.4	—	% 40.9	—

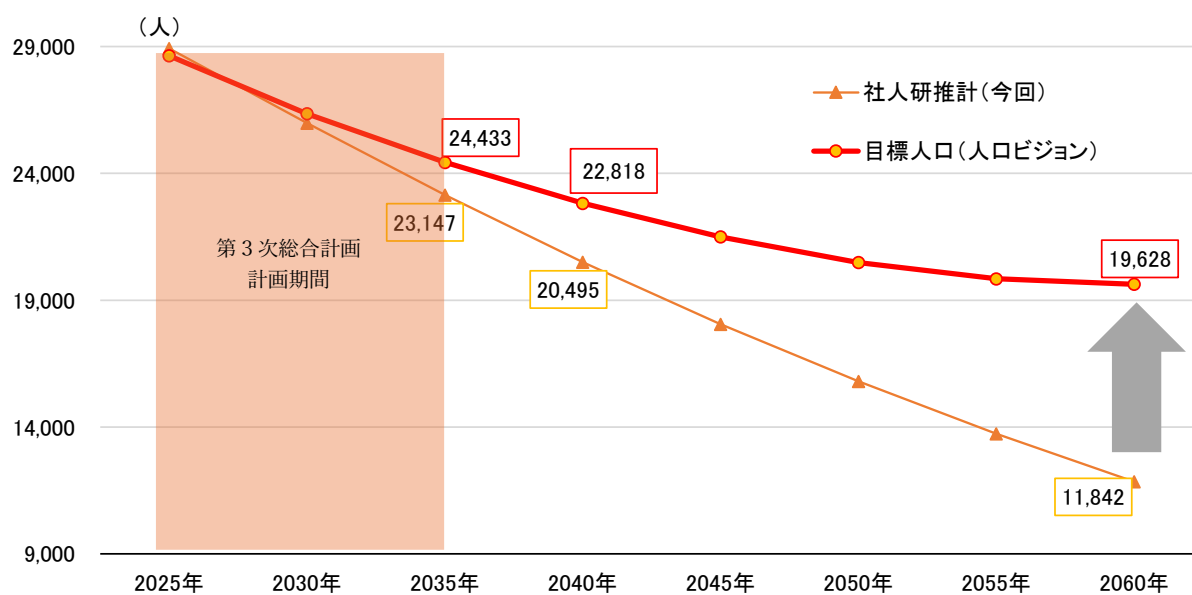
表1－1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 45,186	—	人 42,323	% —	% △ 6.3	人 39,417	% —	% △ 6.9
男	21,019	% 46.5	19,686	% 46.5	△ 6.3	18,310	% 46.5	△ 7.0
女	24,167	% 53.5	22,637	% 53.5	△ 6.3	21,107	% 53.5	△ 6.8

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 36,894	—	% △ 6.4	人 32,683	% —	% △ 11.4	人 29,193	% —	% △ 10.7
男 (外国人住民除く)	17,217	% 46.7	△ 6.0	15,336	% 46.9	△ 10.9	13,799	% 47.3	△ 10.0
女 (外国人住民除く)	19,677	% 53.3	△ 6.8	17,347	% 53.1	△ 11.8	15,394	% 52.7	△ 11.3
参 考	男 (外国人住民)	40	—	66			188		
	女 (外国人住民)	105	—	156			244		

表 1-1(3) 人口の見通し

■将来人口推計



資料：第3期八幡浜市人口ビジョン

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 29,047		人 28,565	% △ 1.7	人 28,839	% 1.0	人 27,011	% △ 6.3	人 27,036	% 0.1
第一次産業 就業人口比率	% 35.8		% 31.3	—	% 28.5	—	% 25.9	—	% 23.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.1		% 27.2	—	% 26.5	—	% 25.4	—	% 25.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 38.1		% 41.5	—	% 45.0	—	% 48.7	—	% 51.0	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 25,750	% △ 4.8	人 24,675	% △ 4.2	人 23,938	% △ 3.0	人 21,770	% △ 9.1	人 20,199	% △ 7.2
第一次産業 就業人口比率	% 23.4	—	% 22.2	—	% 21.3	—	% 20.8	—	% 21.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 24.2	—	% 25.7	—	% 25.0	—	% 24.6	—	% 21.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 52.4	—	% 52.1	—	% 53.7	—	% 54.6	—	% 57.4	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 17,982	% △ 11.0	人 16,845	% △ 6.3	人 15,667	% △ 7.0
第一次産業 就業人口比率	% 20.6	—	% 21.2	—	% 21.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 20.0	—	% 18.6	—	% 18.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 59.4	—	% 60.2	—	% 60.7	—

(3) 市行財政の状況

(i) 行財政の状況

令和５年度の決算状況は、歳入総額２３，４１３，０４８千円で、この内訳をみると、地方交付税３６．０％、国庫支出金１１．５％、県支出金６．１％、地方債５．３％等の依存財源が６３．５％を占め、市税をはじめとする自主財源は３６．５％となっている。令和元年度は、それぞれ７１．９％、２８．１％である。

歳出総額は、２２，２４４，５０８千円で、投資的経費が８．１％、義務的経費が３９．６％を占めている。地方公共団体の財政の弾力性を判断する経常収支比率は８８．４％で、類似団体平均の９３．０％と比較すると下回っている。今後も、人口減少による地方交付税等の減額が予想されることから、税収等の財源確保や国・県の補助事業の活用に努めるとともに、経費の節減と効率化による行財政改革に取り組む必要がある。

地方公共団体の財政基盤の強弱を表す財政力指数は、３年平均０．３２となっており、類似団体平均の０．３７に比べ低位にある。

将来負担比率は、３３．２％で、類似団体平均の１０．２％を上回っており、実質公債費比率１０．０％については類似団体平均の９．０％と同水準になっている。今後とも、過疎債等交付税措置のある優良債の発行、費用対効果を見極めながら健全化に努める必要がある。

景気は緩やかに回復しているものの、長引く物価高騰等の影響による景気の下振れリスクがあり、国、地方の財政状況は引き続き厳しい状況になることが予測される。こうした中、大きな社会経済情勢の変化に適切に対応し、一定水準以上の行政サービスを提供していくためには、簡素で効率的な行政体制の実現や財政基盤の強化を図る必要がある。今後とも徹底した行財政改革に取り組み、中長期的な視野に立った健全財政を堅持しつつ、地場産業の振興をはじめ地域経済の活性化、地域間交流の促進、高齢化社会に対応した諸施策の推進、都市基盤づくりなどを推進していくため、財源の重点的かつ効率的配分に努めながら、地域の持続的発展に向けてなお積極的な施策形成を図っていく必要がある。

(ii) 施設設備水準の状況

令和２年度末現在の市道改良率は４０．７％、舗装率は９０．９％で、施設整備の効果が年々現れており、今後も計画的に整備していく。農林道の整備につい

ても、同様に計画的に実施する。また、水道普及率は99.8%と高い水準となっているが、今後は無水源地区の解消や施設の耐震化を進めていく。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	19,804,972	22,677,301	20,324,552	26,857,682
一般財源	14,003,897	12,049,061	11,917,756	12,137,819
国庫支出金	1,572,366	4,176,002	2,289,084	6,657,378
都道府県支出金	1,209,601	1,194,083	1,266,356	1,716,629
地方債	1,643,800	2,351,358	2,208,432	2,630,699
うち過疎債	139,800	655,700	522,000	476,000
その他	1,375,308	2,906,797	2,642,924	3,715,157
歳出総額 B	19,266,936	21,993,912	20,042,812	26,051,618
義務的経費	7,690,826	8,164,043	7,883,862	7,739,848
投資的経費	3,421,923	5,144,874	2,845,615	3,918,175
うち普通建設事業	3,231,387	5,143,135	2,811,559	3,680,475
その他	8,154,187	8,684,995	9,313,335	14,393,595
過疎対策事業費	2,159,077	3,646,553	2,250,529	1,029,073
歳入歳出差引額 C (A-B)	538,036	683,389	281,740	806,064
翌年度へ繰越すべき財源 D	41,572	71,020	208,694	740,147
実質収支 C-D	496,464	612,369	73,046	65,917
財政力指数	0.34	0.36	0.35	0.34
公債費負担比率	16.9	15.2	15.4	15.1
実質公債費比率	—	15.0	12.6	9.2
起債制限比率	5.1	—	—	—
経常収支比率	87.2	89.5	94.7	94.0
将来負担比率	—	95.6	87.9	65.9
地方債現在高	23,638,852	21,527,956	21,726,655	24,320,187

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	6.7	28.9	36.6	40.0	40.7
舗装率 (%)	78.5	86.6	88.0	90.0	90.9
農道					
延長 (m)				9,530	10,846
耕地1ha当たり農道延長 (m)	50.0	55.1	57.1	—	—
林道					
延長 (m)				57,119.6	57,119.6
林野1ha当たり林道延長 (m)	27.8	24.2	30.6	—	—
水道普及率 (%)	96.1	94.8	97.0	99.9	99.8
水洗化率 (%)	18.4	47.2	69.3	84.5	95.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	29.9	34.3	28.0	38.0	24.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市においては、旧八幡浜市が平成4年4月1日に過疎地域活性化特別措置法の適用を受け、また、平成17年3月28日の合併後においては、新市全域が過疎地域自立促進特別措置法の適用を受け、道路をはじめとする生活環境基盤整備等の各種過疎対策事業を実施し、過疎からの脱却を目指して取り組んできた。しかしながら、若年層の流出や急速な少子高齢化の進展、長引く景気低迷による地場産業の不振等の問題が、持続的発展に大きくブレーキをかけている状況である。また、近年では地方分権の推進や地域コミュニティの育成など新たな課題も出現しており、地域の活性化を図るためには、ハード事業の有効な活用方法を検討するとともに、ソフト事業での各種施策を推進し、広域的見地から地域の活力を回復させる必要がある。

1 健康で安心して暮らせる医療・福祉のまちづくり

市民一人ひとりが、安心して生活していけるよう、地域医療や救急医療体制の拡充のほか、急速な少子高齢化が一段と進む中、地域福祉の推進などボランティア・NPOとの連携を図る。また、子どもを安心して生み育てることができ、高齢者・障害者を含め全ての市民が健康で地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるような環境づくりを推進するとともに持続的発展の支援を促進する。

2 豊かさと活力ある産業のまちづくり

本市は全国的に名高い柑橘栽培や水産業に加え、それらを原料とした食料品製造業が営まれている。地場産業の振興による雇用の場の確保と所得の増大、また、担い手の育成・支援を図り若者定住を促進する。

現在、本市の重点施策である四国電力跡地プロジェクト及び八幡浜港みらいプロジェクトにより、港を中心として商店街との回遊性を持たせ、イベント活動を通じた活性化を図る。また、市民が生きがいをもって働き、豊かな生活が送れるよう、学校跡地等への優良企業の誘致をはじめ、UIJターン促進に努めるとともに、企業の立地、設備投資に対して、制度資金の活用を行い、地域経済の活性化を促す。

その他、観光客誘致を図るため、広域観光エリアで新たな観光ブランドづくりを推進する。

3 くらしとまちを支える都市基盤づくり

地域の発展に直結する高規格道路によるアクセス道路の整備は、港を中心とした拠点施設の交流人口の拡大を図るためのルート、物流ルート及び災害時や特に2次救急の広域連携においても重要なルートとなっているため、早期完成に向けた積極的な運動を展開していく。さらに、高規格道路へのアクセス道や集落間を結ぶ国道・県道の道路網の狭あいな箇所やバイパスルートの整備等をはじめとした道路網の充実により、生活圈域間の交通を円滑化する。加えて、生活に密着した市街地・集落内道路や集落を結ぶ市道改良をはじめ、バス路線や離島航路など公共交通機関の維持確保に努める。また、公共交通空白地域においては、公共交通空白地有償運送事業への支援や乗合タクシー運行事業などを実施することにより、生活交通の維持確保を図る。

4 安全で快適な生活環境づくり

地域住民や若者が希望や誇りを持ち、安心して快適に暮らしていけるよう生活環境の整備に努める。豊かな自然環境と共生していくため、再生エネルギーの利用を促進し、「ゼロカーボンシティ八幡浜」を目指す。また、災害に強いインフラ整備を進めていくとともに、地域住民が一体となった自主防災組織を支援することにより地域内での協力体制が芽生え、災害に強いまちづくりを推進し、安らぎと潤いのある生活環境づくりを進め、定住条件の改善に努める。

5 ゆとりと潤いのある学習環境のまちづくり

明日を担う子ども達のために、学校教育環境の充実、海・山・まちの中での生きた学習や、地域の人々や産業の営みとのふれあいを重視した校外体験学習やスポーツ・文化を通じた学校間交流などを積極的に展開する。また、社会教育施設などを活用し、生涯学習や芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動へ市民が積極的に参加していく中で、世代や地域を越えたふれあいを促進していく。その他、地域の優れた伝統や文化の保存・継承については、保存団体や後継者の養成や青少年の参加を支援し、また、八幡浜地区の港町の面影を残す町並み、保内地区の明治の町並みや背後のみかん山と調和した美しい景観を活用した「町並み文化」をボランティア団体とともに推進する。

6 住民参画と自立のまちづくり

近年、都市化の進展や生活様式の多様化を背景に地域のコミュニティ機能が低下している。従来の行政主導型から分権型社会にふさわしい「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治組織活動の基本精神を喚起し、それぞれの地域住民が主体となって「地域まちづくり」が進められるよう支援していく。また、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」により集落のコーディネーターの役割を担わせ、行政と住民の協働を図り、その成果を基に他集落への展開を試みる。

その他、男女共同参画社会の実現を目指し、多様な女性施策の展開を図る。さらに、魅力と活力に富んだ地域社会を形成するため、地域づくりへの住民参加を積極的に推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本目標については下記のとおりとする。

成果指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
市内総生産額	1,096 (R3) 億円	1,250億円
一人当たり市民所得	2,398 (R3) 千円	2,800千円
就業者数	15,667人 (R2)	14,200人
人口の社会増減	▲131人	▲70人
観光入込客数	1,853,118人	2,055,000人
ふるさと納税寄附金額	30.9億円	35億円
婚姻数	60組	65組
出生数	115人	140人
合計特殊出生率	1.45 (H30～R4平均)	1.78
子育て支援の満足度	就学前児童 76.1% 小学生児童 76.5%	就学前児童 80% 小学生児童 80%
「八幡浜市に住み続けたい」と回答した市民の割合	60.3%	70.0%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

評価に関する事項については、計画期間終了後、基本計画の目標の達成状況を検証のうえ、評価結果を公表することとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、高度経済成長期末期からバブル崩壊期にかけて、公共建築物やインフラ施設といった公共施設等が集中的に整備されてきた。整備後30年を経過する施設では、耐震性が確保できていない施設や老朽化が進んだ施設もあり、今後、大規模改修や修繕、建替え、又は除却等の必要があるため、将来の更新費用等の増加が予測される。

さらには、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などにより、本市の財政状況は更に厳しくなることが予測される。

これらの現状を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点により財政負担を軽減・平準化するとともに、市有施設の今後のあり方を見直すことを目的として、平成29年3月に八幡浜市公共施設等総合管理計画を策定し、令和2年度に個別施設計画として、八幡浜市公共施設等個別施設計画を策定した。さらに、総合管理計画の策定から令和3年度で5年が経過することから、見直しを行い改訂版を策定した。

この計画では、建物系公共施設、インフラ系公共施設（土木系公共施設、上・下水道会計施設）の将来の更新費用や方針を明らかにし、将来の財政運営を行う上での検討課題に対して、施設等の適正配置や適正管理により財政負担を軽減し、効率的なまちづくりを推進していくこととしている。

建物系公共施設については、老朽化が進んでいる施設も多く、新たな施設整備の際は将来の利用者予測なども取り入れた上で、未利用施設の活用、除却を含め、人口規模に見合った適正な整備を行う。また、既存施設については、予防保全型の計画的な修繕や改修により長期の活用に取り組み、コストの平準化及び削減を図る。

土木系公共施設については、計画的かつ予防的な修繕対策を着実に実施し、コストの平準化及び削減を図る。

上・下水道施設についても、既に策定されている「八幡浜市水道ビジョン」や「八幡浜市下水道ストックマネジメント計画」を着実に実施していくことで、計画的な整備事業を効率的に行い、ライフサイクルコストの節減に努める。

また、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、八幡浜市公共施設等総合管理計画に適合しており、必要となる事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

過疎地域共通の問題であるが、本市においても都市部への人口流出、少子高齢化、労働人口数の低下等が年々進行している。このままでは地域コミュニティの持続が難しくなる恐れがあるため、地域力の維持・強化を図るために、地域づくりの担い手の育成・確保が課題の一つとなっており、「第3期 八幡浜市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つである移住者を増やすことは、課題解決のため緊急に取り組むべき重要な問題である。

近年、働き方の多様化に加え、コロナ禍を契機としたテレワークの推進等により、地方への移住検討者も増えているが、全国的に移住に係る取り組みが活発化し、地域間競争が激化する中、本市への移住者誘致を図るため、どのような活動をするのが課題となっている。

イ 地域間交流の促進

本市は、八幡浜港を擁し、四国西部の交流・交易活動の拠点として発展し、近年の高速交通網の整備により、その重要性を増している。しかしながら、受け入れ態勢も十分でなかったことから、交通の多くは「通過交通」に止まっている。

「みなと」を中心に発展してきた本市には、他の市町にはない二つの施設が隣接して存在する。一つは、四国有数の水揚げを誇る魚市場、もう一つは四国の西の玄関口として年間約58万人の乗降客が行き来する西日本有数の八幡浜港である。二つの施設は、「みなとまち八幡浜」の再生にとって中心施設であるが、まちおこしの核となる地域交流拠点施設「道の駅・みなとオアシス 八幡浜 みなと」が平成25年4月に整備されたことにより、現在はフェリー利用客や、周辺観光客など多くの来訪客で賑わう場となっており、定例のイベント行事としては、「平家谷そうめん流し」「八幡浜八日市」「保内ふれあい市」なども賑わいを見せている。

その他、八幡浜地域には「伊予の大阪」と呼ばれた港町の面影を残す町並み、保内地域には赤レンガ倉庫や明治期の擬洋風建築など貴重な歴史的な建物等が点在しているが、交流資源として有効に活用されていないのが現状である。

また、10年にわたる中学生交流を礎として、令和7年8月に京都府八幡市と友好都市協定を締結した。今後はこの関係を市民レベルでの多角的な交流へと発展させ、関係人口の創出・拡大につなげることが重要となる。

ウ 人材育成

本市の事業所数（従業員数5人以上）は646（令和3年経済センサス活動調査）で、年々減少している。事業所数の減少は、雇用機会の減少や雇用のミスマッチによる若年層の都市部流出につながり、これらが地域経済の縮小や労働力人口の減少を生み、更なる事業所の減少につながるという悪循環を招いている。

また、農業においても、担い手不足が深刻化しており、担い手となりうる人材の育成及び確保が喫緊の課題となっている。

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、将来にわたり持続可能な力強い農業を実現するには、地域外にも目を向け、Iターン就農の促進に力を入れている。また、新規就農者や次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取り組みを西宇和農業協同組合と協調し、就農希望者に対する支援策をより充実させるとともに、地域による研修者受け入れ体制の構築のために必要な支援策を講じていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

定住支援員を配置し、多様な主体と連携しながら「暮らし」「仕事」「住まい」等について、ワンストップで相談、支援を行うとともに、移住者（U・I・Jターン者）を受け入れるため、空き家バンクとワンストップ相談窓口との情報共有を徹底し、移住・空き家等の情報を集約したポータルサイトを更に充実させる。

また、移住検討者へ効率的・効果的に情報を届けるため、都市部において開催される移住フェアに積極的に参加し、本市の魅力や移住の取組についてPRする。その際、本市での就業事例や、本市の地域資源を活かした具体的な創業モデル、事業承継といった多様な生計の選択肢を提示し、移住後の生活設計を具体的にイメージできるよう支援する。希望者には直接1対1のオンラインで面談を実施する等により細かな相談・フォローにも対応する。

さらに、移住検討者が実際に見て移住を検討できるよう、要望に応じた案内

付きの移住体験ツアーを実施し、その旅費等を補助する。また、テレワーク検討者にはコワーキングスペースの紹介や、ワーケーションに係る旅費等を補助することで移住者誘致に繋げる。

加えて、移住者へのアンケートを実施し、移住の決め手となった情報等を集積してターゲットを絞り、移住後も不慣れな地域での生活をサポートできるよう、ワンストップ相談窓口として各種相談を受け、不安の解消と共に定住に繋がるよう支援していく。

また、市内の中学生を対象にした、県内大学生や地域の職業人との「語り場」や「中学生版合同企業説明会」等を実施し、地元企業への理解を深めることで、生徒のふるさとへの愛着や誇りを育むことにより、定住につなげていく。

イ 地域間交流の促進

四国西部の陸と海の交流拠点としての利点を最大限に活かし、活発な交流を促進するために、年間約100万人の来訪客で賑わう観光・地域交流拠点施設「道の駅・みなとオアシス 八幡浜みなと」の機能強化により、快適性・回遊性向上を図るとともに、隣接商業地域や市民をはじめとした各種団体と連携し、イベントの開催や観光等地域情報の発信により、交流人口の拡大を図る。

また、海と山が織りなす壮麗な景観、日本有数のブランド力を持つみかんや魚など、地域資源や特性に磨きをかけながら、その魅力を市外へ多く発信し、交流人口の増加を図るとともに、遠くからでも本市に思いを寄せ、応援してくれる八幡浜ファンの獲得に努めていく。

さらに、京都府八幡市との友好都市協定を活かし、従来の中学生交流に加えて、文化・観光・産業等の多様な分野で連携を推進し、継続的な交流人口の拡大と地域の活性化を図る。

ウ 人材育成

本市では、市内で新たに創業・起業する者、既に営んでいる事業を転換し、又は別の事業に進出する者及び事業拡大する者に対し、八幡浜市創業等支援事業補助金により支援を行うことにより、市内での創業等を促進し、もって新しい雇用を創出することにより、市の産業の活性化を図る。

また、市内の中小企業等が民間人材ビジネス事業者の職業紹介等を活用し、プロフェッショナル人材を採用した場合に要する経費の一部を市が補助することに

より、市内中小企業者等のプロフェッショナル人材の確保を支援し、新事業展開等の新たな成長を促進して市内産業を活性化する。

さらに、農業における人材育成については、西宇和農業協同組合や関係機関と連携して就業支援制度の充実に向けた検討を進め、新たな就業促進などにより地域農業の維持・発展に努める。

農業後継者に対する高度で専門的な知識や技術を習得する研修活動を促進するとともに、広域規模で行われる就農相談会などを活用してPRを展開し、就農・研修希望者の発掘や農業従事者確保を促進する。

また、地域における研修体制の検討・整備、就農準備資金・経営開始資金の活用、認定新規就農者の技術・経営面での支援を促進し、新規就農者の育成・定着を図る。

さらに、Iターンによる就農希望者を集落で受け入れ、集落ぐるみで技術習得・信頼関係構築等の営農面、住居、生活面を支援する。また長期研修・就農に至るまでの農業体験・地域状況の把握のために短期間の体験を行い、スムーズな定着を進め、集落に対しては集落の適した労働力、担い手確保のあり方に関する理解、意識醸成の活動を行い、就農、担い手としての定着を図っていく。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 人材育成	創業等支援事業補助金 市内で新たに創業・起業する方々に対して、創業・起業に要する経費の一部を助成することにより、市内での創業・起業を促進し、市の産業の活性化を図る補助事業	市	人材育成

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域住民、利用者に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とする。また、新たに施設を整備するだけでなく、廃止施設の再利用による経費節減を図るとともに、未利用となっている施設や公共用地を、売却や貸付けなど有効活用することで、適切な資産管理と財政健全化に努める。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市は、温州みかんの生産量と品質で全国トップクラスを誇り、「日の丸」「真穴」「川上」といった有名なブランド産地を抱えている。みかんの市場価格をリードする存在であり、さらに、「紅マドンナ」「せとか」「甘平」といった中晩柑類の栽培にも力を入れている。

しかし、みかん産業は多くの課題を抱えている。消費者の需要が減り、産地間の競争が激しくなったことで、価格が低迷している。イノシシや鳥（ヒヨドリ、メジロ）による農作物の被害、自然災害や病虫害の問題も深刻である。農業を担う人々の高齢化や後継者不足に加え、かんがい施設やモノレールといった農業施設の老朽化も進み、維持管理の負担が増大している。

これらの課題を乗り越え、みかん産業を持続可能にするためには、農家の経営をより良くするための取り組みの強化をすることが不可欠である。具体的には、「ダルメイン世界マーマレードアワード&フェスティバル日本大会」の継続開催や「日本農業遺産」の活用を通じてブランド力をさらに高める必要がある。また、農業設備の整備で農作業の効率化を図り、若い人や後継者の確保を進めること、さらに加工品開発など（6次産業化）により事業を拡大することで、「もうかる農業」を目指し、日本一の産地であり続ける努力が必要である。

イ 林業

林業は、木材等の林産物を生産するとともに、森林を適切に整備することにより、地球温暖化防止をはじめ水源のかん養、山地災害の防止、保健休養など森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮に貢献している。森林の生育には長期を要するが、枝打ちや間伐など適切な管理が行われないと、不良木の発生や下草の消失などによる多面的機能の損失が発生することになるため、長期的な視点に立った計画的な森林施業が必要となる。

しかしながら、近年は長引く木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足等から、森林の保育・間伐等の適正な管理を森林所有者のみで行うことが困難な状況にあるため、森林経営管理制度等を活用しながら作業の負担軽減を図る施策により早急な担い手確保対策を推進する必要がある。

ウ 水産業

本市の漁業は、漁船漁業を主としており、小型底びき網漁業とまき網漁業などの沿岸漁業や、沖合底びき網漁業（トロール漁業）を中心に、令和6年度は、4,625トン、約31.1億円の水揚げを有し、みかんとともに全国でも有数の生鮮食料品供給基地となっている。

しかし、水産物地方卸売市場における取扱量、取扱金額はピーク時に約4万8千トン、約147億円あったものが、現在は取扱量が約10分の1、取扱金額が約5分の1にまで落ち込んでいる。この要因として、地球温暖化に伴う海水温の上昇、海洋ごみ、磯焼けといった海洋環境の変化に加え、漁業就業者の減少・高齢化、燃油や養殖飼料の高騰などがあげられ、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

また、本市では水産加工業として、かまぼこ、じゃこ天などの練り製品の製造が古くから盛んであるが、一部を除きほとんどが零細な経営規模であり、さらに人口減少による後継者不足・高齢化などにより厳しい状況にある。

このような状況が、漁業をはじめとした水産業の経営不振と就業者の減少を引き起こしている。

エ 商工業

八幡浜市の中心市街地には、昭和38年頃から銀座、新町、千代田町、大黒町の4つの商店街振興組合が設立され、佐田岬半島の付け根という地理的条件、水産業の隆盛、みかん農家の繁栄などの好条件から南予北部を代表する商店街として活況を呈してきた。しかしながら、土地が狭あいで地価が高いため新たな産業の創出が難しく、人口が減少したことに加え、モータリゼーションの発達による消費者の流出、水産業の不振、大型店の進出など、対応が困難な時代の流れにより、年々、販売額が減少し店を閉じる経営者が増えはじめ、昭和50年代から空き店舗が増加の一途をたどっている。現在、商店街振興組合のうち大黒町と千代田町は解散し、銀座と新町の2組合が存続している。

まちの顔とも言える中心市街地の商店街を維持することは商業振興のみでなく、快適な住民生活に不可欠であるため、行政として、カラー舗装化、アーケード改修、イベント開催など商店街のイメージアップや活性化の支援を続けているが、長期化する景気の低迷による購買力の低下や過疎高齢化の進行による

売上げの減少に対する根本的な解決策とはなっていない。

平成25年4月にオープンした地域交流拠点施設「道の駅・みなとオアシス 八幡浜みなと」では、年間約100万人の集客実績を誇り、市内外からの買い物客や観光客を呼び込む地域振興の核となる施設として年々賑わいをみせている。その一方で、大規模な駐車場を備えた大型商業施設の立地などにより、商店街をはじめとした市内中心市街地の空洞化はますます顕著となっているため、都市機能の強化や回遊性の向上を図るなど、中心市街地の利便性の向上が求められている。

本市の製造業の事業所数は58で、従業者数は1,514人、製造品出荷額等は472億円である。食料品製造業、繊維工業、木材・木製品製造業等の地方資源型がほとんどで、従業員30人以上の事業所は12事業所しかなく、若者の雇用の場が少ない。(2023年経済構造実態調査 製造業事業所調査(地域別統計表データ))

平地、開発可能な丘陵地が少なく、地価が高いため、工業立地が進んでいないばかりか、周辺市町への流出さえ起こっている状態である。

「八幡浜市企業等誘致促進条例」及び「八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例」に基づき、市の区域内に工場や情報通信関連事業所等の新設及び増設等を行う企業に対して、必要な奨励措置を講じ、産業の振興、雇用の促進に努めている。

オ 観光及びレクリエーション

本市は、年間を通して安定的に観光客を誘致できる全国的な知名度を誇る景勝地や歴史的建造物といった観光資源に乏しい。一方で、年間100万人を超える来場者のある「道の駅・みなとオアシス 八幡浜みなと」や、九州と四国を結ぶ海上交通の要衝として年間約58万人が利用する八幡浜港を有している。また、みかんや魚、八幡浜ちゃんぽんといった訴求力の高い食の地域資源も有しており、市内の産直物販飲食施設や海産物直売施設は賑わいを見せている。

市外からの誘客に寄与するイベントや伝統行事としては、「真穴の座敷雛」「川名津柱松」「平家谷そうめん流し」「佐田岬ふるさとウオーク」「八幡浜みなと祭り」「五反田柱祭り」「花火大会」「サイクリング佐田岬」「保内秋祭り」「やわたはま産業まつり」「クリスマスオレンジフェスティバル」等があり、一定の誘致効果を果たしている。さらに、「ダルメイン世界マーマレードアワード&フェス

ティバル日本大会」「やわたはま国際MTBレース」といった二つの世界大会も実施している。

このように、「道の駅・みなとオアシス 八幡浜みなと」を中心とする一部のスポットやイベント単体での誘客には大きな効果があるものの、当スポットのみの集客に留まっていることから、快適性や回遊性の向上を図るとともに、隣接商業施設や市民をはじめとする各種団体やフェリー航路でつながっている大分県側の自治体とも連携し、さらなる交流人口の拡大を図ることが今後の課題である。

なお、平成30年12月には、八幡浜版DMOである「一般社団法人八幡浜市ふるさと観光公社」を設立しており、着地型観光の推進という観点からも、交流人口の拡大を図っている。

カ 港湾

八幡浜港は、愛媛県西部に位置する人流・物流の拠点港であり、九州との間にフェリーが一日20往復就航し、年間車両32万台・年間58万人（令和6年実績）が利用する四国の西の玄関口としての役割を担っているほか、平成12年5月には産業分野で地域の振興と活性化を図る港湾として「特定地域振興重要港湾」の指定を受けている。平成25年4月には八幡浜港振興ビジョンに基づき、八幡浜の特色である「港」「魚」「みかん」を活かした「道の駅・みなとオアシス 八幡浜みなと」の完成により、港からの賑わい空間を提供しているところである。

八幡浜港のフェリーターミナルは、平成27年からのフェリー埠頭再整備事業により、令和3年度に整備が完了した。八幡浜港は四国南西部の防災拠点港に位置づけられていることから、今後発生が予想される南海トラフ地震に備えて、本事業によりフェリー栈橋は耐震強化岸壁として整備した。なお、八幡浜港は平成28年熊本地震や平成30年西日本豪雨災害時に支援物資や支援車両の輸送手段として機能しており、今後も災害時の復旧活動や復興活動において海上輸送による十分な機能が発揮できるよう求められている。

一方、九州では平成28年4月に東九州自動車道の北九州～宮崎までが開通し、中九州横断道路整備の進捗により、ヒト・モノの流れが大きく変わろうとしている。また、愛媛県では大洲・八幡浜自動車道が平成29年4月に全線事業化され、「八幡浜道路」は令和5年3月に供用を開始した。今後、フェリー航

路から四国内の高速道路につながるルートが東九州と京阪神を結ぶ第2の国土軸として、実質的に機能することが期待され、その結節点となる八幡浜港は今以上に交通や物流等の重要な役割を担うことになる。

キ 漁港

本市は、四国有数の好漁場で豊富な魚種が生息している海域となっている宇和海豊後水道が間近にあり、小型底びき網漁業とまき網漁業などの沿岸漁業や沖合底びき網漁業を中心に漁が行なわれている。水揚げされる魚は、鯛やイカ、鰹など魚種は豊富で、その種類は200を超え、競り落とされた魚は、高度衛生管理型魚市場から全国の消費地へ出荷されている。

しかしながら、漁港を構成する防波堤、物揚場、護岸、道路等の施設は、建設後かなりの年数が経過している漁港が多く、老朽化が問題となっている。

(2) その対策

ア 農業

農業を取り巻く環境は、現在もなお大変厳しい状況にある。しかしながら、本市の基幹産業は農業であり、なかでも柑橘類の占める割合は非常に高い。全国有数のみかん産地としての誇りをもち、産地を守るためさまざまな取組をしなければならない。

そのために、西宇和農業協同組合ほか関係団体との連携を密にし、市場で高く評価されているブランドみかんや柑橘類等の価格維持・向上のためソフト・ハード両面から充実を図っていく必要がある。

具体的には、アルバイト作業員などの滞在施設として、廃校を改修した宿泊施設を整備することにより、収穫期の労働力を確保し、農家の負担軽減を図るとともに、新規就農者やIターン就農希望者のほか、それをサポートする集落を支援することにより、担い手の確保・育成を図る。

また、農道・水利施設の老朽化対策や園内作業道の整備など土地基盤整備や農業設備の近代化支援を積極的に行い、生産体制の確立と農作業の省力化・効率化に努めるほか、中間管理事業の活用や集落内の農家連携などにより、農地保全活動の強化と荒廃農地の拡大防止を図るとともに、農地所有適格法人化への支援を行うなど、農家の経営基盤強化を図り、安定的な供給体制を目指す。

農業における産地間競争に打ち勝つため、優良品種への改植や生産技術の向

上に向けた取組を支援するとともに農産物加工施設や農村婦人の家など研修施設を改修整備するほか、西宇和農業協同組合選果場、ジュース加工場やマーマレードセンターを整備し、農家による商品開発を支援するなど、農産物の品質向上と6次産業化の推進を図る。また、農産物市場のグローバル化、東南アジア等における果物に対する高級指向を踏まえ、柑橘の輸出拡大を促進するなど、ブランド力の強化と販路拡大に努めるとともに、消費者ニーズにマッチした農業経営を支援することにより、農家所得の向上につなげる。

さらに、学校給食等との連携による地産地消の推進や繁忙期の人手不足を解消し、都市部との人的交流を促進するみかんアルバイト事業の継続、農繁期の労働力確保を目的とする宿泊施設や共同炊事場の整備、県内及び首都圏の小学校を対象に、農業への関心とみかんの消費拡大を目的とした出前事業等を行い積極的なPR活動を展開する。

近年増加している鳥獣被害を防止するため、各地区において農家も含め狩猟免許（わな、銃器）の取得を奨励し、捕獲圧を高めるとともに、駆除に対する助成や電気柵設置等への助成を行うことにより、柑橘及び農作物の被害を最小限に留める。

イ 林業

林業を活性化するためには、間伐等の施業の集約化を推進し、林業経営の規模拡大や生産コストの低減を図ることが必要であり、それらを実現するためにも担い手の安定的な確保と育成が重要である。

県、市、森林組合が連携を密にし、森林所有者のみならず広く一般市民に対する指導、啓発活動を推進するとともに、各種助成制度を十分活用して、計画的な施業を進める。

また、保育、間伐、木材の搬出等森林施業の省力化、効率化を図るため、市道、農道との体系的な道路網を構築し、林道、作業車道等の整備を計画的に行うほか、森林整備の中心的担い手である森林組合等において林業後継者を確保・育成するための支援を行い、林業基盤の維持を図る。さらに、八西林研グループによる活動を通じて、木材と共存する文化の創造を推進し、林業の担い手のすそ野を広げ普及啓発を行うとともに、地域産材の利用促進を図り、地域全体の森林施業意欲・技術の向上を図る。

ウ 水産業

良好な漁場と漁港、そして漁獲物を取り扱う市場を有するすそ野の広い水産業は、本市の重要な産業であり、観光資源としての側面も有している。

しかし、水産業が将来にわたり基幹産業としての一翼を担い続け、発展に寄与するためには地域特性を活かした振興策を講ずる必要がある。

具体的には、安全・安心な水産物の流通基地となる高度衛生管理型魚市場を拠点に水産振興を進め、取扱量及び取扱高の減少に歯止めをかけ、魚価の向上と安定化を図る水産業システムを構築する。また、利用価値の低い水産物を活用した新たな加工品の開発により付加価値を高め、販路を開拓し魚価の下支えを図る。

また、海洋環境の保全として、海洋ごみ対策の推進、藻場造成、環境負荷の少ない漁具への転換支援について、関係者と連携して取り組む。

なお、振興施策の実施に当たっては、水産業に関わる漁業者、漁業協同組合及び流通・加工業者の参画と大学など研究機関の支援と指導を受け、本市の水産業振興の指針となる「八幡浜市水産振興基本計画」に基づき、持続可能な競争力のある儲かる産地づくりを目指す。また、併せて学校給食での地産地消の推進や小学生への魚食教育講座及び親世代への魚料理教室の開催により魚食機会の増加を図るなど、産地での魚消費拡大を推進するソフト事業を展開する。

その他、漁業協同組合が策定する「浜の活力再生プラン」に基づく各種生産者事業に参画し、必要な支援を行うほか、将来を担う漁業従事者の確保・育成、離島における漁場生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組を促進するための支援を行う。

エ 商工業

商業の振興については、商工会議所、商工会と連携しながら、高齢者をはじめとする利用客の利便性や快適性の向上、デジタル社会への対応、施設の公益性の観点などから、魅力ある商店街の再生を図る。

具体的には、新町ドームを活用した商店街への集客を促すイベントの開催や、八幡浜市民のソウルフードである「八幡浜ちゃんぽん」を活用した知名度向上への取組を通じて、中心市街地の活性化を図るとともに、空き店舗を利用したイベント開催やビジネス拠点としての整備に支援するなど、空き店舗利用の促進を図る。また、老朽化したアーケードの改修等支援や中心市街地の駐車場を

改修・整備し、商店街や周辺施設利用者の利便性向上を図るとともに、観光分野との連携やふるさと納税の推進により、特産品などの地域情報の発信を行い、市内外からの誘客及び中心市街地への回遊性を創造するほか、本市出身者の人脈を活用した企業誘致や観光振興にも取り組むことで地場産業の活性化につなげる。

商工会議所、商工会、金融機関等と連携して、各種融資制度の周知と活用により経営体質の強化を促進するほか、創業支援等事業計画に基づき、起業に対する相談・支援体制を構築する。また、事業後継者不在による民間事業者の廃業を抑制し、雇用の場の確保を図るため、愛媛県や公益財団法人えひめ産業振興財団等と連携して事業承継を支援する。

さらに、知識や技能を持った高齢者や、子育て後の就労を希望する女性の就労支援に取り組むほか、子どもの頃から就労や起業に対する経験や学びの場を提供し、市内高等学校と地元産業の連携を促進させる取組を行うことにより、人材の確保・育成と地元産業への就職につなげる。

人口の減少に歯止めをかけ、地域振興を図るためには、若者の雇用の場となる工業の育成と誘致、企業誘致のための基盤整備が重要な課題である。

そのため、今後とも企業等誘致促進制度、情報通信関連企業誘致促進制度に加え、ふるさと融資制度、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の積極的な活用、奨励を図るとともに、雇用確保の観点から若者の定住化対策をはじめ、U J I ターンを促進する。また、狭あいな地形のため、廃校等の既存施設を活用した誘致も検討する。

さらに、市内企業が新商品の開発や販路拡大を図るための支援を行い、地場産業の振興を図る。

オ 観光及びレクリエーション

さらなる交流人口の拡大のために、既存の観光資源やイベントのブラッシュアップに努めるとともに、「道の駅・みなとオアシス 八幡浜みなっと」を観光拠点として、市内に点在する観光スポットの魅力を様々なチャンネルを利用して最大限にPRし、観光客の快適性や回遊性を向上させる取組みを推進する。

また、八幡浜ならではの訴求力の高い地域資源である「食の魅力」（みかん、魚、八幡浜ちゃんぽん、マーマレード、塩パンなど）、「癒しの魅力」（中四国初の黒い温泉（モール泉）、ゆったりとした島時間を楽しめる大島など）、「旅の魅

力」(リニューアルされた八幡浜港、ＪＲ四国が展開する観光列車「伊予灘ものがたり」、日本一細長い佐田岬半島で楽しむサイクリングなど)を通して本市の魅力を広く発信し、市の知名度向上とＰＲ強化を図る。

さらには、「一般社団法人八幡浜市ふるさと観光公社」が実施する体験型観光メニューの開発や体験型教育旅行の誘致・受入等を通して、新たな交流人口拡大に取り組む。

加えて、老朽化した観光施設の改修を行い、快適で魅力的な環境の維持に努める。

カ 港湾

フェリー埠頭再整備事業は、平成２６年度に策定し認定された地域再生計画“「安全・安心なまちづくり」八幡浜みなと再生計画”に基づき、地方創生港整備推進交付金を活用し八幡浜港に耐震岸壁(フェリー岸壁)、新フェリーターミナルビル、道路及び駐車場などの整備を行い、令和４年度に供用開始した。

今後は、更なる交流人口の増加を目指し、令和６年度に策定した「八幡浜港みらいプロジェクト」の施設整備等により、「道の駅・みなとオアシス 八幡浜みなと」の利用者、フェリー利用者にとって安全・安心でかつ快適な空間を提供し、八幡浜港の「にぎわい創出」を目指していく。

防災面では、安心な暮らしを支える港を目指して、臨港道路などの港湾施設整備、既存港湾施設の老朽化対策を行い、安全・安心な港を目指していく。

キ 漁港

老朽化の進む漁港施設に対して、各漁港、各施設の長寿命化を図るため、「施設機能保全計画」を策定し、国の補助を受けながら補修工事を進めており、今後も、各施設のリスク評価や費用対効果分析をもとに、計画的に保全・改修を順次、実施していく。

(3) 他市町等との連携

産業の振興の対策については、産官学民の連携による地域振興、観光振興等周辺自治体との連携に努め、相乗効果を上げていく。

(4) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業水路等長寿命化・防災減災事業（農業水路等長寿命化対策）（西南第3地区） 畑かん末端施設更新	県	
		農地耕作条件改善事業(真穴第4地区) 畑かん末端施設更新	県	
		畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手支援対策））（向麓第1地区） 畑かん末端施設更新	県	
		畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手支援対策））（向麓第2地区） 畑かん末端施設更新	県	
		畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手支援対策））（保内地区） 畑かん末端施設更新	県	
		畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手支援対策））（合田地区） 畑かん末端施設更新	県	
		畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手支援対策））（諏訪崎地区） 畑かん末端施設更新	県	
		畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手支援対策））（日土第2地区） 畑かん末端施設更新	県	
		畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手支援対策））（日土第4地区） 畑かん末端施設更新	県	
		水利施設整備事業（農地集積促進型）（高野地地区） 畑かん施設、幹線水路、揚水施設	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業(国木地区) 区画整理	県	
		水利施設整備事業（簡易整備型）（日土第3地区） 畑かん末端施設更新	市	
		農地耕作条件改善事業(国木地区) 排水路工	市	
		農地耕作条件改善事業(真穴第4地区) 畑かんがい施設工	J A	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業(真穴地区) 菅水路工	県	
	(2) 漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 5漁港機能保全工事	市	
		海岸メンテナンス事業	市	
		県営八幡浜漁港整備事業負担金	県	
		真網代漁港浮防波堤改修事業	市	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	マーマレードデッキ（見学・体験施設）整備事業	市	
	(7) 商業 共同利用施設	市営駐車場整備事業 北浜立体駐車場 照明器具更新（LED照明導入）工事	市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	夫婦岩公園改修工事 ログハウス建具修繕、外部デッキ塗装	市	
		もつきんロード改修工事 モニュメント用照明修繕	市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 観光	着地型観光推進体制整備事業	市	観光推進による地 域活性化
		地域交流拠点施設管理運営事業 みなと交流館等指定管理料	市	地域交流拠点活動 運営による地域活 性化
	(11) その他	地域総合整備資金（無利子資金）貸付	市	
		川之石港県単独港湾局部改良事業負担金	県	
		八幡浜港老朽化対策事業	市	
		八幡浜港みらいプロジェクト	市	
		八幡浜港港湾整備事業	市	
		八幡浜市漁業を支える担い手育成事業補助金	市	
		八幡浜市の漁業を支える担い手募集活動支援事業補助金	市	
		八幡浜市漁業用具等整備事業補助金	市	
		八幡浜市漁業継続雇用促進補助金	市	
		八幡浜魚食文化継承事業	市	

(5) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
八幡浜市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の進行を促進するために行う事業の内容

上記、(2) 及び (4) のとおり

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

日本一を誇るみかんのブランド力を維持・向上させ、みかん産業をより魅力的で訴求力のある産業にするため、水利施設等の基盤整備促進を図る。また、みかんの里宿泊・合宿施設については旧舌田小学校の校舎を転用し、みかん収穫期のアルバイトや農業研修者の宿泊施設として整備したものであり、農業関係者に加え、各種イベント参加者等の宿泊施設として、多目的に活用していく。

木材・特用林産物の生産のほか、国土の保全、水源のかん養、野生動植物の保護、大気の保全（二酸化炭素吸収）、保健休養の場など、森林の公益的機能に一層目が向けられつつあることから、除伐・間伐等の森林整備など基盤整備を引き続き進め、森林機能の増進を図る。

案内板や駐車場、公衆便所など、レクリエーション及び観光施設として必要な施設については、計画的に維持修繕を行い、長寿命化を図るとともに、将来的な運営、利用方法、改築・更新計画を検討する。

みなと交流館及びみなせ等の交流拠点施設については、地域交流及び観光施設として市の拠点となる施設であるため、計画的に維持修繕を行い、長寿命化を図るとともに、市民や観光客のニーズを的確に捉え、施設の充実を図る。

八幡浜港の港湾施設及び海岸施設は、昭和40年代に築造された施設の老朽化が著しく、大規模な修繕又は更新が必要な施設や、耐震性が確保できていない施設があるなどの問題を抱えている。

適切に施設の機能を発揮させるため、長寿命化計画に基づきライフサイクルコストの縮減を図る戦略的な維持管理・更新等を実施する。なお、長寿命化計画が未策定の施設については、速やかに計画を策定するものとする。

施設の老朽化により、更新を必要とする漁港施設が増加していることから、維持管理を体系的に捉えた機能保全計画に基づき、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図る。また、日常の維持管理を適切に行うことにより、水産業の健全な発展のため安全で安心な水産物供給体制づくりを推進していく。

その他、廃止施設の再利用による経費節減を図るとともに、未利用となっている施設や公共用地を売却することで、適切な資産管理と財政健全化に努めるほか、機能的で利便性の高い施設整備、配置を実現することで八幡浜市の魅力を高め、若者等の定住促進やみなと全体の利用者増加、地域の活性化につなげる。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報通信基盤の整備

大島を除く市内全域の光ファイバー網整備が完了し、高品質な放送サービス及び高速インターネットの基盤は整ったものの、社会のデジタル化はさらに進み、次世代通信基盤である5Gのエリア展開や公共Wi-Fiの整備といった「面」の課題が新たに浮上している。本市では5Gエリアが中心部に限定され、スマート農業・漁業といった地域産業のDXを支える基盤が不足しているほか、公共Wi-Fiも不十分なため観光や防災の面で課題を残している。光ファイバーという「線」の整備が完了した今、これらの「面」の整備と高度化を通じて、既存基盤の価値を最大限に引き出すことが次なる重要な課題である。

イ 情報化の推進

自治体クラウドの活用や公式LINEの導入により、行政内部の効率化と市民への情報発信の基盤を構築した。しかし、国のデジタル改革は加速しており、基幹業務システムの標準化やガバメントクラウドへのシステム移行が急務となっている。

それに加え、行政内部の効率化に比べ、高齢者等のデジタルデバйд対策、地域産業のDX推進、行政手続きのオンライン化といった、市民が直接恩恵を享受できる取り組みは道半ばであり、多くの課題を抱えているのが現状である。

(2) その対策

ア 情報通信基盤の整備

デジタル庁の交付金等も活用し、柑橘園地や漁港、主要観光施設といった産業振興や関係人口創出の核となるエリアへの5G基地局整備を通信事業者に働きかけるとともに、特定のエリアで独自の高速通信網を構築できる「ローカル5G」の導入支援も検討する。あわせて、平時は市民や観光客の利便性向上に、災害時には誰もが無料で利用できる情報ライフラインとして機能する「デュアルユース」を前提とした公共Wi-Fiを、避難所や観光・交流拠点を中心に計画的に整備を検討する。

イ 情報化の推進

行政DXの基盤の上に、次の5年間では「行政と地域、両輪のDXを加速させ、誰もがデジタルの恩恵を享受できる持続可能な八幡浜市を実現する」ことを目指す。

そのために、まずは国の標準仕様に合わせた基幹業務システムのガバメントクラウドへの円滑な移行を進めるとともに、オンライン手続きの拡充と「書かない窓口」の導入により「行かない・書かない市役所」を推進し、行政運営の効率化と市民サービスの向上を図る。

さらに、デジタルが苦手な市民を取り残さないよう、伴走型の相談会などを通じてきめ細やかな支援を展開する。地域経済の活性化に向けては、関係機関と連携し、スマート農業・漁業や観光分野における産業DXを後押しする。

加えて、市民の安全・安心を守るため、公式SNS等による情報伝達の多重化を図り、デジタル防災・減災体制を強化していく。

その他、市民が各種助成事業等を積極的に活用できるよう、市ホームページやSNSでの情報発信に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

行政情報処理システムの統合・高度化を図るため、各庁舎等を結ぶ行政情報通信ネットワーク等、必要な機能を整備し、住民サービスの向上を図る。

その他、地域住民、利用者に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とする。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路の整備

本市の道路網は、市街地の中央を通る国道197号と、旧保内町の北部海岸線から旧八幡浜市の南部海岸線を通る国道378号、及びこれらに接続し四国の西の玄関口である八幡浜港に通じる県道八幡浜港線を軸とした主要地方道4路線とその他8路線の一般県道と612路線の市道が有機的に接続し、道路網を構成している。

国道については、四国縦貫自動車道が大洲市まで、四国横断自動車道が宇和島市（旧津島町）まで延伸したが、「四国8の字ネットワーク」から外れているため、八幡浜市と大洲北只インターチェンジを結ぶ国道197号高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の整備は重要課題である。このうち、本市初となる自動車専用道路八幡浜市大平～保内町喜木間の「名坂道路」が平成25年3月に供用開始され、郷～大平間の「八幡浜道路」が令和5年3月に開通している。また、平成25年度には大洲市平野～八幡浜市郷間の「夜昼道路」が、平成29年度には大洲市平野～北只間の「大洲西道路」が事業化され、今後は、「整備区間」の早期完成を目指す。国道378号は、北部海岸線の整備が完了したが、南部海岸線において複雑なリアス海岸のため整備が遅れ、地域活性化の大きな障害となっており、順次、改良工事が進められてきているが、未改良区間が多く、大型トラックによるみかん輸送に対応できるよう今後も改良が必要である。

県道については、主要地方道八幡浜宇和線笠置バイパス、一般県道八幡浜保内線須田トンネルの開通により、通行所要時間が大幅に短縮され地域の利便性が向上した。また、八幡浜インターチェンジと八幡浜港を結ぶ都市計画道路白浜大平線である一般県道八幡浜保内線区間の整備が進められており、交通弱者の安全・安心の確保及び物流機能の向上が期待される。

市道については、改良率が40.74%（令和6年度末）と低い。国道・県道とのネットワークの形成、集落間の連絡、通学路等の重要な路線が多く、地域の利便性、安全性、快適性を確保するため、計画的な路面補修と改修・改良が必要である。また、道路法の改正により、橋とトンネルの5年に1度の定期点検が義務づけられたことにより、修繕が必要と判断された橋梁等の修繕を行っていく必要がある。

また、本市の市街地の多くは海に面しており、東日本大震災にみられたような津波等の災害に対しては、迅速に高台へ避難する必要がある、被災後は速やかに仮設住宅等を建設し、復興を促進することが必要である。

イ 農林道の整備

本市の農道は、基幹農道を含め 331 路線、延長約 206 km である。これら農道は団体営農道整備事業、土地改良総合整備事業等により整備されたものである。現在県営事業により基幹農道が整備中であり、この着実な推進を図るとともに、全線の完成を目指し事業を進めていく必要がある。

また、林道は延長約 57 km であり、森林面積 7,025 ha に対する林道密度は約 8 m/h a と低く、今後、市道、農道等と連携した整備が必要である。

ウ 交通の確保

本市においては、鉄道と民間路線バスが運行しており、周辺地域における路線バス等交通手段の確保は、通勤・通学・通院等地域住民の日常生活においてきわめて重要な問題であり、特に交通弱者といわれる高齢者・通学児童生徒にとっては必要不可欠な交通機関となっている。しかし、モータリゼーションの進行等により利用客の減少が続き、バス事業者の自己努力による路線維持が困難な状態となり、赤字バス路線の縮小や廃止という事態が発生している。

平成 20 年にバス路線廃止地区において、地元住民が NPO 法人を立ち上げ、公共交通空白地有償運送事業を開始するなど、地域ぐるみで活性化を図った事例もある。

また、本土と離島である大島を結ぶ離島航路については、住民にとって生活道路の役割を果たしており、日常生活の維持、災害時における緊急避難の観点からも必要不可欠な交通手段である。しかし、利用者の増加も見込めないことから、赤字運航を余儀なくされている。

(2) その対策

ア 道路の整備

国道 197 号（大洲・八幡浜・西宇和間）高規格道路建設促進期成同盟会では、①大洲西道路（大洲市北只～平野）の早期完成②夜昼道路（大洲市平野～八幡浜市郷）の早期完成について、国道 378 号（八幡浜・宇和島間）整備促

進期成同盟会では、八幡浜市川上町上泊地区の拡幅工事の整備促進をはじめとした離合困難区間の解消等を各関係機関に対して強力な要望活動を行っていく。さらに、工事に伴い発生する建設残土の処分先を確保するなど、事業主体である愛媛県の事業推進について地元自治体として積極的に協力を行っていく。

また、国道・県道との体系的な道路網を構成するために、地場産業の振興を図るための道路及び集落間を結ぶ生活道路の未改良箇所を計画的に整備する。そのため、地区からの要望や「市長をかこむ会」での意見等地域住民の声を反映した道路整備を推進する。

その他、橋梁に関しては、策定済みの橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を行っていく。また、橋梁とトンネルのメンテナンスサイクルを実施する中で、必要に応じて長寿命化修繕計画を見直すなど、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。

本市の市街地の多くは海に面しており、東日本大震災にみられたような津波等の災害に対しては、迅速に高台へ避難する必要がある、被災後は速やかに仮設住宅等を建設し、復興を促進することが重要である。このことから、高台に避難・復興のための防災公園等の避難場所・災害復興拠点を整備し、そこへのアクセス道を整備していく必要がある。

イ 農林道の整備

農道整備については、農産物の運搬の効率化、農作業の省力化を図るため、広域的農道の整備に努めるとともに、園内道及び作業道の整備を進める。

特に現在整備中の基幹農道、川之内から中津川までの路線については、農地利用の高度化と農作物の流通の合理化、農業経営の安定拡大、さらに新しい農業経営方式の導入を目指す一方、川之内方面から双岩地域へのバイパス道路として市全体の発展につながるものであることから、強力にその整備促進を図る。林道整備は森林の保育管理、間伐及び主材の搬出など、作業の省力化と効率化を図るため、市道、農道と連携のとれた道路網の整備を行うとともに作業道の整備を検討する。

ウ 交通の確保

バス路線については、愛媛県地域公共交通網再編協議会を通じて、住民生活に本当に必要と判断される路線を見極め、赤字バス路線事業者への財政支援を

行うとともに、効率的かつ利便性が確保できる運行系統への合理化等を検討し、生活交通の維持確保に努める。周辺地区において実施している診療所廃止、学校統廃合等に伴う、診療バス・スクールバス事業についても継続する。さらに、地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けた課題等を地域公共交通会議で協議し、デマンド型乗合タクシー等を導入することで、高齢化社会に対応した公共交通システムの確保を図る。また、公共交通空白地域住民が公共交通空白地有償運送事業等の輸送サービスを導入しようとする気運が醸成されれば、有償運送運営協議会を開催するなど、積極的な支援を行う。

離島航路については、生活交通手段の確保、島の活性化に寄与するため、国・県の制度と一体的に欠損額の補助を行い、本土との唯一の交通手段の維持確保を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	市道真網代三瓶線道路改良事業	市	
		市道喜須来川之石線外1線道路改良事業	市	
		市道日之地須川奥線道路改良事業	市	
		市道田浪線道路改良事業	市	
		市道梶尾岡線道路改良事業	市	
		市道末広線道路改良事業	市	
		津羽井地区市道整備事業	市	
		市道福岡線道路改良事業	市	
		市道湯島国木線道路改良事業	市	
		市道双岩南久米線道路改良事業	市	
		市道駄場上線道路改良事業	市	
		市道宮内喜木津線道路改良事業	市	
		市道松柏中東通り線道路改良事業	市	
		市道七区中通線道路改良事業	市	
		市道白尾夜昼峠線道路改良事業	市	
		市道川上双岩線道路改良事業	市	
		市道八幡浜千丈線転落防止策改修事業	市	
		市道八幡浜高野地線避難路整備事業	市	
		市道愛宕緑ヶ丘線Ⅰ避難路整備事業	市	
		市道愛宕緑ヶ丘線Ⅱ避難路整備事業	市	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業	市	
	その他	道路トンネル長寿命化修繕事業	市	
	(2) 農道	農道整備事業（基幹農道）八幡浜中央4期 道路工	県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路整備促進期成同盟会を通し、高規格道路、国道など、幹線道路の早急な整備促進について、国県等に対して継続的に要望を行っていくとともに、市民生活に密接にかかわる生活道路の整備については、狭あい道路の改良や通学路の安全対策など、地域の実情に応じた道路整備を行っていく。

愛媛県橋梁定期点検マニュアルに基づき、橋梁の定期点検（５年に１度）を継続的に実施し、橋の損傷度の早期把握に努める。また、橋梁修繕の優先順位の決定は、定期点検結果及び橋梁の重要度に基づき決定する。

トンネルについては、定期点検（５年に１度）を継続的に実施し、異常又は損傷を早期に発見し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図る。

これらに加えて、道路・橋梁などの重要な社会基盤の長寿命化修繕計画を策定し、今後、老朽化により更新が必要となる施設の延命化とコスト縮減を図っていく。

日本一を誇るみかんのブランド力を維持・向上させ、みかん産業をより魅力的で訴求力のある産業にするため、農道整備の促進を図る。

その他、地域住民、利用者に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とする。また、新たに施設を整備するだけでなく、廃止施設の再利用による経費節減を図るとともに、未利用となっている施設や公共用地を、売却や貸付けなど有効活用することで、適切な資産管理と財政健全化に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

八幡浜市の上水道事業は、旧八幡浜市が昭和5年に、旧保内町が昭和26年にそれぞれ創設し、平成17年3月の市町合併に伴い経営統合を行い、新たに「八幡浜市上水道事業」として発足した。

発足後、平成25年3月には変更認可を取得し、さらに令和4年3月に変更認可の届出を行い、将来の水需要予測に基づき事業規模の見直しや簡易水道の統合や未普及地域への水道整備を進めてきた。現在、本市の水道事業は上水道1事業、簡易水道6事業、県条例水道3事業となっている。

また、水道事業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、上水道事業の経営戦略を平成30年3月に策定し、令和7年4月に改訂を行い、簡易水道事業については、令和3年3月に経営戦略を策定した。

本市の水道事業では、多くの施設で老朽化が進行しており、市内各所で軽微な漏水事故が多発するなど、甚大な事故につながるリスクが高まっている。さらに、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、老朽化した管路の更新と併せて、管路の耐震化を進めているものの、依然として多数の老朽化した水道施設を抱えており、地震に対する脆弱性を十分に克服できていない状況にある。

このような背景から、市民の生命と生活を守るためには、安定的な水の供給体制の確保が不可欠であり、強靱な水道インフラの再構築が急務となっている。特に、管路施設等の耐震化及び更新整備は、喫緊の課題として早急な対応が求められている。

簡易水道事業区域や上水道の未普及地域においては、施設の老朽化、過疎化、高齢化が一層進行しており、水道施設の維持管理の継続性に課題が生じている。近年では自然環境の変化により渇水期の水不足も頻発しており、安全な水道水の安定供給に向けて、簡易水道事業の統合及び上水道事業へ統合、編入を含む経営基盤の強化が重要な課題となっている。

イ 下水処理施設

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全はもとより、若者定住と

いった環境づくりの観点からも、本市の重要な施設である。

本市の公共下水道事業は、昭和21年の南海地震による地盤沈下で満潮時に海水が逆流し、市街地に浸水が発生したことを受け、その対策を目的として着手した。その後、工場排水等による環境悪化が進んだことから、住みよいまちづくりを目指し、昭和49年に都市計画決定と下水道事業認可を得て、処理場を伴う本格的な下水道事業が開始された。

本市の公共下水道事業は、八幡浜処理区、保内処理区、真穴処理区の3処理区で構成されており、平成29年度に市内全域の面整備が完了した。令和6年度末の接続率は89.1%であり、今後もさらなる接続率の向上に努める必要がある。

主な課題としては、集中的に建設投資した施設の老朽化対策、集中豪雨や地震等の自然災害への対応、人口減少に伴う使用料収益の減少や物価高騰などによる建設・維持管理費の増加といった経営状況の悪化が挙げられる。

施設の老朽化については、昭和60年に供用開始した八幡浜浄化センターが既に40年を経過し、老朽化が進行している。また、法定耐用年数を経過した老朽管路も徐々に増加していることから、令和2年度より「ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な改築更新に加え、下水管路の破損が重大な事故に繋がるなど、社会的影響の大きい下水道管路施設の更新等についても、併せて重点的に実施していく必要がある。

自然災害への対応としては、雨水函渠の築造や神越ポンプ場建設に着手する等浸水対策を進めている。地震対策としては、施設や管路の耐震化及び耐震・耐津波対策の基本方針を策定していく必要がある。

将来にわたり、安全で安心な下水道サービスを維持していくためには、民間事業者との連携（PPP／PFI）も視野に入れ、併せてデジタル化を進める等経営の効率化とサービスの質の維持向上が求められる。

なお、公共下水道区域外の生活排水処理については、漁業集落排水処理施設事業及び公共浄化槽等整備推進事業で対応している。後者については、平成12年度から令和10年度までに1,330基の整備を計画しているが、令和6年度末現在974基を整備済みである。

ウ 廃棄物処理施設

市内の家庭から発生する家庭系一般廃棄物は、4分別11品目に各家庭で分

類し、委託業務にて収集・運搬を行っている。そのうち8品目については、八幡浜市環境センター及び民間施設において中間処理を行い、再資源化を図っている。可燃ごみは、八幡浜市環境センターへ搬入し焼却処理を行っている。発生した焼却灰や、リサイクルプラザから搬出される資源物を選別した後の不燃残さについては、民間の一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行っている。八幡浜市環境センターは、平成14年度より旧1市7町の可燃ごみの広域処理を開始し、その後市町の合併を経て、平成29年4月に現在の2市1町（八幡浜市・西予市・伊方町）に対象が拡大している。環境省は人口減少等により、今後、ごみ排出量の減少が見込まれることから、ごみ処理施設の広域化及びごみ処理施設の集約化を進めることとしており、県が主体となって県内5ブロックごとの広域化・集約化を検討する方針となっている。八幡浜市環境センターは平成9年の竣工から20年以上経過しているため、平成26、27年の2か年でごみ焼却施設の延命化工事を行っているが、供用開始後に大規模な改修を行っていないリサイクル施設・選別ラインの老朽化が課題となっている。

また、令和4年3月末で一般廃棄物の受入れを停止している、一般廃棄物最終処分場（保内町喜木津）についても、廃止に向けた作業を進める。

し尿については、八幡浜地区施設事務組合のし尿処理施設「一楽園」において処理を行っているが、対象人口が縮小する中で、昭和61年竣工の施設の老朽化が課題となっている。また、離島である大島地区においては、し尿・ごみ運搬を担う第三清島丸（8.5トン）が、平成22年の進水から10年以上経過しており、更新等が必要となっている。

エ 火葬場

バグフィルター等最新設備を備え環境汚染に配慮した火葬場「やすらぎ聖苑」を建設し、平成21年9月に供用開始した。平成23年度からは、指定管理者制度を導入し運営を行っている。令和6年度の稼働実績は、火葬件数716件、開場日数304日、火葬実稼働日272日、火葬稼働率89%である。施設整備から16年が経過し、安定的な施設の運転を図るために施設の機能の詳細点検及び長期的な維持管理計画の策定が必要である。

また、少子高齢化の進行や都市部への人口流出により、本市でも無縁墓の増加や改葬手続きの増加が予想され、墓地に対する個人の考え方も多様化している。

オ 消防施設

常備消防について、八幡浜市、伊方町で一部事務組合方式により対応しており、令和7年4月現在の管轄人口は35,922人、管轄面積は226.48km²。出火件数は令和6年において15件となっている。救急出場は、令和6年において2,656件、1日平均7.3件となっている。

管内人口は高齢化が著しく、疾病等の変化により消防救急出場件数は増加が見込まれ、管轄外の2次救急医療機関への出動件数も増えており、消耗老朽化する消防施設の更新が必要不可欠であり、喫緊の課題となっている。

一方、非常備消防については、令和7年4月現在の管轄人口29,625人、管轄面積は132.65km²。出火件数は令和6年において10件となっている。消防団の組織再編により、消防団員定数を削減したところであるが、過疎化・高齢化が進むとともに、平坦地・山間地からなる地理的条件から消火活動、防火活動は極めて困難な状況にある。加えて若者の減少から団員確保に苦慮している分団も多く、その確保には市と地域が鋭意努力する必要がある。

団員には市外勤務者も多く、昼間の消防活動において人員不足の事態をきたしている現状もあり、地域における防火意識高揚と初期消火消防力の充実が求められている。さらに、消防詰所（倉庫）は、昭和40年代建築や耐震基準を満たさないコンクリートブロック造の建物があるため、計画的な更新の必要があり、防火水槽、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ等の更新を図っていく必要がある。

また、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震などの大規模災害に備えるため、自主防災組織の育成・活性化を積極的に支援し、地域の防災力の向上を図っていく必要がある。

カ 公営住宅

本市の公営住宅戸数は、令和6年度末現在1,197戸で入居率は75.7%である。

本市は、海と山に囲まれ平地が少ないため、住宅取得が困難な状況であり、併せて高齢化も進行しているため、公営住宅への入居希望は引き続き高いものがある。そのため、公営住宅は老朽化した建物を取り壊し中層住宅への建替え又は耐震補強等を含めた改修による機能更新により、居住水準の向上、戸数増

加等を図ってきた。

平成12年の住宅宅地審議会答申以降、既存ストック活用重視へ公営住宅制度が改正されたため、老朽化した公営住宅については改修工事と維持保全により既存ストックの活用を図っていく必要がある。このため、公営住宅長寿命化計画や地域住宅政策の理念に沿い、市営住宅の改修を計画的に進めるほか、今後も使用継続が可能な住宅についても設備の改善により入居者の生活の質の向上を図る必要がある。

キ 安全・安心な居住環境の整備

過疎化の進行を背景に市内に空き家が増加しており、適切な管理が行われていない空き家により、防災、衛生、景観等の問題が生じ、地域住民の居住環境に深刻な影響を及ぼしている。また、高齢化が進む中、住宅のバリアフリー化や老朽化対策の必要性が高まってきており、工事費用の問題から特に改修工事による居住環境の改善が求められている。

また、安全・安心なまちづくりに関しては、本市の市街地の多くは海に面しており、東日本大震災にみられたような津波等の災害に対しては、迅速に高台へ避難する必要がある、被災後は速やかに仮設住宅等を建設し、復興を促進する事前復興計画が必要である。

ク 急傾斜対策

本市の地形は、宇和海側を除き三方を山地で囲まれている。これらの山頂は比較的平らであるが、起伏の多い傾斜地が連なっており平坦部は極めて少ない。よって居住地は山腹や山麓に集中しており、急傾斜地における土砂災害危険箇所は、市内に262箇所存在している。

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対して、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、崩壊による災害から市民の生命を保護することを目的とした急傾斜地崩壊対策事業及びがけ崩れ防災対策事業等により対策を講じる必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

水道事業は安定した水量を確保し、安全で良質な水道水を供給することが最

大の使命であるため、上水道においては、老朽化が進む施設や配水系統の見直しを行い、南予水道企業団をはじめとする浄水を効率的に活用するための施設や送配水管及び計装設備等の整備を行うとともに、八幡浜市水道ビジョン・上下水道耐震化計画・経営戦略に基づく計画的な老朽配水管等の更新、耐震化事業を行い、水の安定供給を確保し、被災時の２次災害防止も含めた地震災害等に強い水道の再構築を図る。

また、簡易水道は、将来にわたり住民に対し安全で安定した水道水を供給するための経営基盤強化に向けた簡易水道統合整備事業を段階的に推進し上水道への統合を図る。

イ 下水処理施設

下水道施設の老朽化対策は、令和２年度より「ストックマネジメント計画」に基づき、管路や処理場の改築更新を実施している。緊急度の高いものから優先的に対応することで、施設の長寿命化とコストの平準化を図る。

浸水対策としては、保内処理区の公共下水道区域に雨水計画を追加し、雨水函渠の築造や神越ポンプ場建設に着手している。地震対策においては、処理場やポンプ場などの急所施設や避難所などの重要施設に接続する管路を中心に耐震化を推進する。また、これまでの耐震化の状況を整理し、今後の耐震・耐津波対策の基本方針を策定する。

これらの対策に加え、持続可能な下水道事業の運営を実現するため、新たな官民連携手法であるウォーターＰＰＰの導入も視野に入れ、本市に最も適した民間活力の活用策を検討していく。また、デジタル化を進める等経営の効率化とサービスの質の維持向上を図る。

公共下水道区域外の生活排水処理については、漁業集落排水処理施設事業及び公共浄化槽等整備推進事業により、総合的な整備を推進する。

ウ 廃棄物処理施設

八幡浜市環境センターについては、広域処理を行う２市１町の可燃ごみを安定的に処理するため、焼却施設の適切な維持管理及び定期修繕を行う。また、今後の広域処理の方向性に合わせた施設の管理計画も検討する。供用開始後に大規模な改修を行っていないリサイクル施設・選別ラインについては、精密機能検査等により現状と課題を整理し、延命化工事を行うことで、さらなる循環

型社会の推進に対応できる施設の確立を目指す。

また、令和4年3月末で一般廃棄物の受入れを停止している、一般廃棄物最終処分場（保内町喜木津）についても、廃止に向けた作業を進める。

八幡浜地区施設事務組合のし尿処理施設（一楽園）については、令和10・11年度に基幹的設備改良工事を行い、令和26年度までの延命化を図ることとし、負担割合に応じて費用を負担する。大島の廃棄物（し尿・ごみ）の排出量の長期的な推測を行い、し尿・ごみ運搬船の更新等に向けた検討を行う。

エ 火葬場

葬儀を取巻く環境が多様化する中で、利用者の意見を的確に聴取し、施設の適正な維持管理及び葬送の場にふさわしい業務運営に努める。また、安定的な施設の運営が求められる中で、的確な施設の機能点検を実施し、計画的な修繕を行う。

墓地を取巻く状況の変化にも対応するために、納骨壇、合葬室等を備えた八幡浜市合葬式納骨施設を建設し、令和7年4月に供用開始した。引き続き、市営墓地等の管理について検討を行う。

オ 消防施設

常備消防について、重要課題である消耗老朽化した消防施設については、消防救急力の維持のため、計画的に消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、はしご車、救助工作車、高規格救急車をはじめ特殊車両の更新について検討を行う。さらには連携協力の実施によって初動対応部隊の増強、特殊車両の整備や専門部隊の共同設置による災害対応能力の向上、人材育成の充実等、将来的な内容の検討を行う。

非常備消防については、消防活動における人員不足を克服するため、今後も初期消火機材の整備を基本としつつ、計画的に防火水槽、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、消防詰所（倉庫）等の更新を図る。

また、大規模災害等への備えとして、備蓄食料や防災資機材を保管する備蓄倉庫を整備する。さらに、日頃の訓練や講習の中で防災意識の高揚を図り、災害時の被害を最小限に留めるよう、自主防災組織の活動を積極的に支援し、安全・安心な災害に強いまちづくりを推進する。

カ 公営住宅

現在の社会構造の変化に伴い、高齢化が進行する中、人口の流出に歯止めをかけるため、公営住宅等長寿命化計画の理念に沿い、既存ストックの機能改善により、入居者の生活の質の向上を図る。

なお、今後の公営住宅の整備に当たっては、特に高齢者、ひとり親家庭などへの対応に努める。

公営住宅に関する管理・整備方針として、老朽化した公営住宅については改修による維持保全を図る。

また、安全性向上のため、新耐震基準以前に建設された住棟については、順次耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、耐震改修等を検討する。

キ 安全・安心な居住環境の整備

市民の安全安心な生活環境づくりを推進するため、適切な管理が行われていない倒壊の恐れがある空き家等について、解体・撤去を促進する対策を進める。また、老朽化の進行していない利活用可能な空き家等については、市内の不動産会社等との連携と空き家バンクの活用により、空き家の減少につながる対策を進める。

さらに、住宅リフォーム等への補助制度や移住者が居住するために行う空き住宅の改修支援制度、地域活性化に資する施設として活用する際の改修支援制度の実施で、より多くの改修工事が行われることにより、住環境の向上と共に市内業者施工による地域経済の活性化を図る。

東日本大震災にみられたような津波等の災害に対しては、迅速に高台へ避難する必要があり、被災後は速やかに仮設住宅等を建設し、復興を促進することが重要である。このことから、高台に避難・復興のための防災公園等の避難場所を整備し、そこへのアクセス道を整備していく必要がある。

ク 急傾斜対策

崩壊の危険性がある急傾斜地であり、愛媛県によって急傾斜地等に指定されている場合には、県が行う急傾斜地崩壊対策事業で急傾斜対策工事を行い、その利益を受ける市が費用の一部を負担する。また、県が工事を施工しない場合で、土地所有者等によって施工できないときは、がけ崩れ防災対策要望を受けて現地調査を実施した結果、人家に被害を及ぼす恐れがあり、県補助事業の採

択要件を満たすことを条件として、土地所有者等の受益者から工事費用の一部を負担してもらうことにより市が防災対策工事を実施する。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	上水道老朽管更新（耐震化）事業	市	
		上水道施設耐震化事業	市	
		簡易水道	簡易水道統合整備事業	市
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道ストックマネジメント支援制度	市	
		官民連携等基盤強化推進事業	市	
		下水道総合地震対策事業	市	
		通常の下水道事業（補助対象事業）	市	
		通常の下水道事業（単独事業）	市	
		下水道情報デジタル化支援事業	市	
		重要下水道管路更新事業	市	
		污水管布設事業	市	
		その他	公共浄化槽等整備推進事業	市
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	環境センター施設改修事業	市	
		八幡浜地区施設事務組合負担金		
		し尿処理施設一楽園基幹的設備改良事業	組合	
	(4) 火葬場	やすらぎ聖苑管理運営事業	市	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業（消防ポンプ自動車）	市	
		消防施設整備事業（小型動力ポンプ積載車）	市	
		消防施設整備事業（小型動力ポンプ）	市	
		消防施設整備事業（消防詰所）	市	
		消防施設整備事業（防火水槽）	市	
		八幡浜地区施設事務組合負担金		
		消防施設整備事業	組合	
	(8) その他	都市防災総合推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

上水道施設については、八幡浜市水道ビジョン（八幡浜市水道事業基本計画）や経営戦略に基づき、計画的に基幹的水道施設の更新・耐震化を図り、漏水防止の向上と地震災害等に強い水道の再構築を図る。

下水道施設については、事故等を未然に防止するため、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した長寿命化対策を計画的に推進する。また、管路施設、処理場等の資産情報の的確な把握により、最小の費用負担での計画的な改築更新を行う。

廃棄物処理施設については、将来にわたり安全に使用できる整備を進め、ごみの資源化推進などに係る新たに求められる設備について調査・検討を進め、適正で安全なごみ処理体制を構築する必要がある。また、施設の管理運営や収集運搬業務の民間委託化を進めるなど、効率的なごみ処理体制を整備する。

令和4年3月末で一般廃棄物の受入れを停止している、一般廃棄物最終処分場（保内町喜木津）についても、廃止に向けた作業を進める。

消防施設については、消防団倉庫・詰所や車両・資機材の整備及び装備の改善を図り、消防団組織の充実・強化に努める。

公営住宅については、長寿命化にかかる維持管理の主体を、日常点検と計画修繕、そして改善とする。また、メンテナンスコストの低い素材の導入により修繕サイクルを長期化する工夫も含めて、ライフサイクルコスト縮減を図っていく。

既存の住棟も含めた長寿命化を図る住宅に対しては先行的な対処を進めつつ、住宅全体の集約による維持管理の効率化を進める。

その他、地域住民、利用者に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とする。また、新たに施設を整備するだけでなく、廃止施設の再利用による経費節減を図るとともに、未利用となっている施設や公共用地を、売却や貸付けなど有効活用することで、適切な資産管理と財政健全化に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者の保健・福祉と介護保険

本市における65歳以上の高齢者人口は12,446人、高齢化率は42.1%（令和7年4月1日現在）で、5年前と比べ2.1%上昇しており、徐々に高齢化が進んでいる。現状のまま推移すると、令和12年度には高齢化率が43.9%になると予想される。

高齢化率の上昇とともに個人のニーズも多種多様化しており、今後とも保健と福祉を総合的かつ一体的に推進する必要がある。保健福祉行政の拠点施設として、「保健福祉総合センター」が機能している。同センター内では、保健業務及び高齢者福祉・介護保険事業とともに、地域包括支援センター、こども家庭センター、社会福祉協議会及び発達支援センターの各業務が実施されており、保健福祉の連携・充実を図っている。しかし、施設は昭和38年に愛媛県八幡浜地方局として建設された建物を、平成11年に大規模改修を実施し使用しており、改修後も25年以上が経過しているため、老朽化や狭あい化が著しい状況である。

高齢化社会を健康で活力ある社会にするには、ライフステージに合わせた健康づくりが重要である。生活習慣病予防や寝たきり・認知症などの生活機能低下予防のため、保健サービスと介護予防サービスを提供し、要介護状態への移行を防止する必要がある。また、要介護認定を受けていない高齢者、独居高齢者、高齢者世帯に対しては、高齢者福祉事業や介護予防事業による自立支援を多角的に推進する必要がある。さらに、予防から医療・福祉サービスまで切れ目のない地域包括ケアシステムの構築が不可欠である。

また、高齢者が能力と経験を生かして地域の社会活動に積極的に参加することによって、生きがいをもって生活できるよう、生きがい対策を一層進める必要がある。

介護保険事業においては、地域における適正なサービス基盤の整備と介護予防の取組において、平成28年2月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の充実化を検討していくことが重要課題である。

イ 健康づくりの推進

少子高齢化が進展している本市では、第4次八幡浜市健康づくり計画に基づき各年代ごとにふさわしい健康づくりを市民と行政が一体となって推進していく必要がある。

こころと体の健康を維持増進すること、さらに健康寿命を延伸することは、安定した医療制度や介護保険制度を確保する基礎になるものとする。健康づくりを推進する上で、生活習慣病及びがん対策では、疾病の早期発見に繋がる健診受診率の向上や重症化予防のための保健指導の体制整備と、糖尿病対策における保健・医療・介護分野の連携体制強化、こころの健康づくりでは、相談窓口の充実と周知啓発、支援体制の構築と人材育成が必要である。また、広く市民全体に健康づくりへの関心を広め、共に行動するヘルスボランティア養成の強化が必要である。

ウ 児童福祉

近年の急速な少子化や過疎化・核家族化の進行、女性の社会進出の増加等、家庭での養育環境の変化や、地域の子育て機能の低下に伴い、子どもを生み育てることが難しい環境になりつつある中で、保育環境の整備に対するニーズは増大・多様化している。

本市の保育所は8か所で定員670人に対し、入所児童数は477人で71.2%の充足率となっている。児童数は減少傾向にあり、女性の社会進出など、生活・文化・社会環境等の変化による少子化が大きな要因と思われる。現在、病児・病後児保育施設1か所、ファミリー・サポート・センター1か所、延長保育2か所、一時預かり保育2か所を行っているが、今後も保育の充実と全ての子育て家庭における育児支援が求められている。

また、児童に対する放課後児童健全育成事業は、現在、8か所の小学校で実施しているが、共働きの増加や核家族化に伴い、その需要は高まる一方である。公設の児童クラブが整備されていない校区において実施する地域型放課後児童見守り事業や、企業や団体・地域・行政が連携して実施する休日子どもサポート事業など、地域の実情に合わせて取り組んでいる。

さらに児童センター事業として、子育て支援拠点事業を行っており、今後も施設面の整備・充実と人材確保を図っていく必要がある。

その他、子育て世帯の経済負担を軽減するとともに、必要な医療を受けられる社会環境整備の推進を図るため、子ども医療費助成制度をさらに拡充し、高

校生までの子どもに対して医療費無償化を実施している。

これらの子育て支援のほか、少子化の要因の一つである、未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるとともに、安心して子どもを産むことができる環境の整備が必要である。

エ 障害者福祉

本市は、障害者に対する福祉サービス施設として、多機能型の障害者施設いきいきプチファーム、身体・知的・精神障害者が対象のコスモス共同作業所、精神障害者が対象の王子共同作業所、心身に障害がある児童や発達に遅れのある児童を対象にした発達支援センター巣立ちを設置しており、民間業者においては、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、計画相談支援等の事業所が設置されている。

また、その他の福祉サービスとして、相談支援、意思疎通支援事業、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援、補装具・日常生活用具給付等の事業を実施している。

障害者総合支援法の改正を踏まえ、障害の種別を問わず障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の強化と、グループホーム等の各種入所施設との連携による地域生活支援拠点等の整備を推進する必要がある。

オ ひとり親家庭福祉

本市におけるひとり親家庭世帯は、令和7年4月1日時点で272世帯となっており、経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちな上、特に就労と子どもの養育に大きな不安を抱えている。子どもの健全な育成のためにも自立に関する相談や指導を充実するほか、市営住宅優先枠や各種手当及び貸付制度等経済的自立支援策が必要である。

(2) その対策

ア 高齢者の保健・福祉と介護保険

第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるために、介護や生活支援を必要とする方を早期に把握し、保健・医療・福祉・

地域のインフォーマルサービスやニーズに応じた支援が可能な、地域包括ケア体制の構築と推進に努める。

また、介護保険事業外とされる高齢者福祉事業において、緊急通報システム事業・生活管理指導員派遣事業・独居高齢者等見守りネットワーク事業を実施し、高齢者が安心して自立した生活ができる体制を確保するとともに、介護予防の観点から、閉じこもりがちな高齢者を一人でも少なくし、社会的孤立感の解消を図るため大島地区デイサービス事業・高齢者外出支援事業を実施する。

また、猛暑による熱中症対策として、エアコンの無い高齢者世帯への購入及び設置費用を助成し、熱中症による健康被害を防ぐ。

さらに、シルバー人材センターを活用した就業促進等により、高齢者の生きがいがづくりや社会参加を図る。

介護保険事業において、今後は、特に地域ぐるみで取り組む介護予防が重要であり、介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な運営に努める。また、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、居宅サービス及び地域密着型サービスを強化し、質の高いサービスを総合的に提供することができるよう、介護保険制度の円滑な運営や「日常生活圏域」ごとの、適正な介護サービス基盤の充実を図る。

特に、独居高齢者や高齢者世帯が多いため、保健・医療・福祉サービスの連携を図るとともに、地域での見守りネットワークを強化していくほか、移動手段の確保や買い物弱者対策についても検討する。

保健福祉行政の拠点施設である保健福祉総合センターについては、老朽化・狭あい化した現施設の建替えを行う。

イ 健康づくりの推進

第4次八幡浜市健康づくり計画に沿い、特に次の4点を強化していく。

- 1 ところや体の健康づくり、さらには生きがいがづくり、住みよい地域づくりを目指し、市民一人ひとりから家族、地域全体での取組とするため、食生活改善推進協議会等のヘルスボランティアと連携し、親しみやすく継続できる健康づくりの推進を強化する。
- 2 疾病の早期発見、早期治療のために、各年代に応じた乳幼児健診、妊産婦健診、特定健診、がん検診等の受診勧奨に努め、受診しやすい体制を整備す

る。また、生活習慣病の予防・改善のために、保健指導の充実と効果向上に努める。また、がん対策として、がん検診の受診率向上に加えて、治療と社会生活の両立を目指し、治療後のフォローアップ等の社会的な支援の整備を行い、がん患者の苦痛の軽減や療養生活の質の維持・向上につなげる。

3 糖尿病性疾患予防対策として、「糖尿病性腎症重症化予防の取組」、「糖尿病重症化予防支援体制づくり」、「市民と取り組む糖尿病予防」を3本柱とし、糖尿病患者のデータベースを活用した効果的な療養指導の実施や病診連携、医科歯科連携、高齢の糖尿病患者の支援等関係職種間の連携体制を強化し、「地域ぐるみで糖尿病を悪化させないまちづくり」に努める。

4 こころの健康づくりとして、第2次八幡浜市自殺対策計画の5つの基本施策である「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育と支援者ネットワークの推進」に取り組む。

ウ 児童福祉

令和7年3月に策定された「八幡浜市こども計画」に基づき、八幡浜市の未来を作る存在である子どもたちの健全な育成と、社会全体で子育てができる環境づくりに努める。

特に、保育需要の多様化に対応するため、延長保育、一時預かり保育、休日保育等の保育環境を継続するとともに、幼稚園を含めた入所児童数の減少に伴う統廃合等や施設の整備を行い、教育・保育の充実を図る。

また、児童センターの新築移転、子育て支援拠点事業等の拡充や育児啓発冊子の配布等により、子育て家庭の支援をさらに推進していく。放課後児童クラブについては、利用人数の多い児童クラブについて、施設改修などの環境整備を検討し、身近な児童遊園等の管理については、遊具の安全点検を毎年実施し、安全な遊び場の確保とその整備に努める。

さらに、令和7年4月に妊娠・出産・子育ての総合相談窓口として「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両機能を連携・協働させ、一人ひとりに寄り添った切れ目のない支援を提供する。

あわせて、増加傾向にある児童虐待や育児不安の解消を図るため、要保護児

童対策地域協議会の活動を推進すると同時に関係機関との連携を強化して児童の健全育成を図る。

教育支援室において、いじめ、不登校、子どもの発達に関する相談・支援をワンストップで行うほか、妊娠、出産、保育、教育、発達支援など、全ての子どもの子育てに対する相談窓口の一本化について検討する。

その他、子育て世帯の経済負担を軽減するとともに、必要な医療を受けられる社会環境整備の推進を図るため、子ども医療費助成制度を高校生まで無償化とするなどの制度の拡充を行っている。

これらの子育て支援のほか、結婚を希望する男女の出会いの機会の創出、成婚へ導くための「お見合いサポート」、新婚世帯への生活支援などを行うとともに、不妊治療費を助成するなど、子どもを希望する人が安心して妊娠・出産できる環境の整備を図る。また、若者が将来に希望を持ち、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる社会の実現には、経済的基盤の安定が必要であることから、県と連携し、ひめボス宣言事業所認証制度など、県内企業の魅力向上と情報発信に努める。

エ 障害者福祉

障害者への理解を深め社会参加を促進するため、心身障害者と健常者の交流等、住民啓発を推進する。交通弱者対策として外出支援事業を実施し、通院や買物の利便性を高める。また、重度心身障害者医療費助成制度による経済的支援を行い、福祉の増進を図る。さらに、地域の相談支援の中核を担う基幹相談支援センターやグループホーム等の整備・設置を進める。

八幡浜市自立支援協議会においては、相談支援事業の強化を図るとともに、困難事例の対応方法等を協議することで、適切な福祉サービスの提供につなげ、ひいては、障害者が生涯を通し地域で暮らすことができる社会づくりに努める。

オ ひとり親家庭福祉

生活基盤が不安定になりがちなひとり親家庭の社会的・経済的充実を図るため、引き続き、母子・父子自立支援員を活用した精神的支援や雇用の促進指導、また、小口貸付やひとり親家庭医療費助成制度等を活用した経済的支援により、福祉の増進を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(1) 児童福祉施設 児童館	八幡浜児童センター新築・移転事業	市	
	(2) 認定こども園	神山こども園新築・移転事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	養護老人ホーム整備事業	市	
	(7) 市町村保健センター 及びこども家庭セン ター	八幡浜市保健福祉総合センター更新事業 八幡浜市保健福祉総合センター施設整備・建て替え	市	
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	子ども医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	生活安定と福祉の 向上
		ひとり親家庭医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	生活安定と福祉の 向上
		重度心身障害者医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	生活安定と福祉の 向上
		高齢者緊急通報システム事業 高齢者世帯の緊急時における救援体制を確立し、日常生 活の安全を確保	市	高齢者支援
		独居高齢者等見守りネットワーク事業 地域住民が一体となった独居高齢者等のみまもり体制の確立	市	高齢者が安心して 暮らせる社会
		大島地区デイサービス事業 離島である大島地区の高齢者を対象に通所による高齢者 自立生活の助長、心身機能の維持向上を図る	市	離島高齢者の自立 生活の助長、心身 機能の維持向上
		高齢者外出支援事業 タクシー等利用助成により移動交通手段を確保し、社 会参加促進・在宅福祉の増進に寄与	市	移動交通手段の確 保による、社会参 加促進・在宅福祉 の増進
		高齢者世帯エアコン購入費助成金交付事業 エアコンの購入と設置に係る費用の一部を助成することで、夏季における熱中症によ る健康被害の予防を図る	市	高齢者が安心して 暮らせる社会
		シルバー人材センター運営補助金 高齢者の能力を活かした、活力ある社会づくりの創設	市	高齢者の能力を活 かした、活力ある 社会づくり
		生活管理指導員派遣事業 高齢者の日常生活の支援・指導による要介護状態への進行予防	市	健康に暮らせる社 会
		糖尿病性疾患予防対策事業 地域ぐるみによる糖尿病の発症や重症化の予防対策	市	糖尿病の発症や重 症化の予防対策
		健康増進事業 健康の保持増進を目的とする生活習慣病の発症・重症化予防対策	市	生活習慣病の発 症・重症化予防対 策
		がん検診事業 がんの早期発見・早期治療のための支援	市	健康で暮らせる社 会づくり
		地域自殺対策強化事業 相談事業等の実施による健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現	市	安心して暮らせる 社会
		がん患者へのアピアランスケア助成金交付事業 頭髮補整具及びその他の補整具の購入に要する経費の一部を助成することで、がん治 療に伴う外見の変化に起因する苦痛の軽減、治療と就労や社会参加の促進及び療養生 活の質の維持向上を図る	市	健康で暮らせる社 会づくり
		食生活改善推進協議会補助金 食生活を軸とした健康づくりの実践活動を通じ、福祉の向上に寄与	市	健康で暮らせる社 会づくり
		不妊治療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	子どもを希望する 人への安心な環境 整備
		不妊治療交通費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	子どもを希望する 人への安心な環境 整備
	(9) その他	妊婦一般健康診査事業 妊婦の健康保持向上を促し、安全な出産を支援	市	
		児童遊園改修事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高齢者福祉施設については、これまでの利用実績や入所待機者の状況などを考慮し、施設整備を推進していく。

保育所の統廃合については、児童の安全確保のため、老朽化の進む施設の耐震化と併せて検討する必要がある。ただし、統合後の施設は、園庭面積等の基準や一定の駐車場が必要となるため、候補地問題を含めて検討を進める。

その他児童福祉施設については、施設の集約による地域の子育て支援機能の充実や、各種施策の見直しを通じて、ますます多様化する子育て世代のニーズに応えられる保育サービスや、その他支援サービスを充実させ、子どもを生き育てやすい環境づくりに努める。

障害者福祉施設については、地域生活移行や就労支援などのサービス提供基盤を整える。また、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を活用し、基盤整備を図る。

その他社会福祉施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とする。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

市立八幡浜総合病院は、昭和3年の創設以来長年にわたり八西地域の中核病院として高度な医療機器を備え、通常医療及び救急医療における2次医療を提供してきた。平成24年9月からは、医療機能の向上、災害拠点病院の機能強化、医療スタッフのモチベーション向上等のため病院改築事業に着手した。平成29年3月には改築事業が完了し、17診療科、256床(一般254床、感染症2床)を有する新病院が完成した。

病院改築により、医療環境の改善、救急医療体制や災害拠点病院としての機能を更に充実させたことから、地域の中核病院としての役割を最大限に発揮できるように医師・看護師等の確保に努め、質の高い医療の実現を図る必要がある。

過去に同病院では、内科を中心とした急激な医師の減少に伴い、内科の新患外来診療の制限、週2日の2次救急医療の受け入れの中止など、地域にとって厳しい状況を余儀なくされた。しかし、平成22年4月、愛媛大学の地域救急医療学講座による地域サテライトセンターが同病院内に設置され、救急を中心とした医療への支援体制が整備されたことで、内科の新患外来診療制限の解除、週2日の2次救急医療の受け入れ中止を週1日へと縮減することができた。同講座は、本市での協定更新を経て現在も継続されており、地域サテライトセンターには令和7年度現在、循環器内科医師3名、小児科医師、消化器内科医師、放射線科医師、泌尿器科医師がそれぞれ1名ずつ合計7名が配属されており、八幡浜・大洲圏域内においての2次救急医療の受け入れを維持していくため、地域救急医療の活動拠点となる地域サテライトセンターの継続は必要である。

病院改築後年数が経過し、建物や空調設備、電話交換機等の各種機器、また電子カルテ等の医療情報システムやネットワーク機器も導入から一定年度の年数を経過している。安全で信頼される医療の提供を維持していくために、定期的に見直しを図る必要がある。

また、離島である大島にある大島診療所は、島民の医療の確保と充実を図るために必要な医療機関であり、大島唯一の一次医療機関として果たす役割は大きい。近年の大島の高齢化に伴い、高齢者世帯や独居高齢者が増加し、往診の必要な方や無医地区となる日(診察のある火曜日・木曜日以外)の緊急対応や救急患者の搬送など、多くの課題を抱える中、医師の確保や地域と連携した緊急対応等の医

療体制の維持・継続が必要である。

(2) その対策

市立八幡浜総合病院は、八西地域の中核病院として安全で信頼される医療の提供を維持するため、高度先進医療機器の整備を引き続き行い、あわせて、職員のモチベーションの向上のための研修制度の充実やメンタルヘルスケアに関する施策を実施するとともに、新規看護師を獲得することを目的とした看護師等修学資金貸付制度の継続した運用等により看護師等医療スタッフの定着化・確保につなげる。さらに、医師住宅・職員住宅の整備、改修を行い、職員の生活環境の向上を図り、職員確保につなげることで、質の高い医療の実現を目指す。

次に、地域救急医療学講座の継続は、八幡浜・大洲圏域内の広域2次救急医療体制を維持するためにも必要であり、引き続き、地域救急医療の活動拠点となる地域サテライトセンターの維持運営に努める。

市立八幡浜総合病院における医療情報システムは24時間365日安定稼働が求められており、情報システム（サーバー機器・ネットワーク等）は前回の更新から8年以上が経過しており、機器の耐用年数やOS・ソフトウェアのサポート期限、セキュリティ環境の変化の観点から、順次更新を進めていく。

さらに、病院改築後年数が経過し、建物や空調機器、電話交換機等各種機器についてもメンテナンスコストが増大している。大規模修繕・交換も含めて安全な医療を提供できるよう維持管理を続けていく。

一方、本市では市立八幡浜総合病院以外に離島にある大島診療所を運営しており、引き続き、島民が必要な医療を安心して受けられる環境を整備する。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設	病院		
		市立八幡浜総合病院医療機器等整備事業	市	
		市立八幡浜総合病院医療情報システム更新整備事業	市	
		市立八幡浜総合病院ネットワーク機器更新整備事業	市	
		市立八幡浜総合病院院内AP・ルーター更新整備事業	市	
		市立八幡浜総合病院電話交換システム更新整備事業	市	
	その他	市立八幡浜総合病院医師・職員住宅整備事業	市	
		(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
	自治体病院	地域救急医療学講座設置事業 愛媛大学医学部と連携して寄附講座を設置するとともに、地域救急医療の支援及び教育・研究の拠点となる地域サテライトセンターを市立八幡浜総合病院内に設置	市	医師の確保
		地域創生運動器再生医療講座設置事業 広島大学医学部と連携して市立八幡浜総合病院に寄附講座を設置	市	医師の確保
	その他	大島診療所運営費	市	離島住民への医療体制確保対策
		地理的不利条件下にある離島住民への医療体制確保対策	市	就学支援による看護師確保
		看護師等修学資金貸付事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

市立八幡浜総合病院の改築により医療環境が改善されるとともに、より高度な医療機器が整備されたことから、その利点を最大限に発揮できるように医師・看護師確保に努め、質の高い医療の実現を図る。

大島診療所については、島唯一の医療機関として医師、看護師の確保に努め、必要な施設の充実を図る。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

生きる力を身に付けた児童生徒の育成を目指して、知・徳・体の調和を図り、地域に根ざした創意ある教育を推進することは、本市の重要課題である。現在、学校教育は、確かな学力の定着向上、個性の伸長、自己教育力の育成、文化と伝統を重視する態度の育成及び国際理解教育の推進など、社会の変化に対応できる知性と創造性に富む心豊かな人間の育成が求められている。そのため、高度情報化、少子高齢化社会に対応できる生涯学習、スポーツなどの基盤整備及び持続可能な社会づくりに貢献できる能力を培うとともに、地域や家庭と更に連携していく必要がある。

近年の全国的な少子化の進行と同様に、本市の児童・生徒数の減少も著しく、公立小中学校の適正規模、適正配置について、抜本的な見直しが求められる。また、学校統廃合に伴う学校跡地（空き校舎）の有効活用については、企業誘致による新たな産業の拠点としての活用等、今後も積極的に地域の実情を考慮しながら推進していく必要がある。

校舎や設備については、老朽化が進み、各学校から数多くの施設改修の要望が出ており、今後は個別施設計画に基づく施設整備が順次必要となっているが、現在の厳しい財政状況の中、多額の費用が必要となるため改修が進まないのが現況である。

学校給食センターは平成23年9月から新センターを稼働しており、地域の食文化や伝統に対する理解と関心を深めるため、積極的に地域食材を使用し、子どもたちが様々な食の経験ができるよう献立の工夫をしている。衛生管理には細心の注意を払い、安全・安心な給食づくりを行っているが、電化厨房機械器具の修理等が頻繁に必要になってきている。

イ 生涯教育

住民の多様な学習意欲に対して、各種の学級講座や、スポーツ活動、芸術文化活動を通じて、明るく住みよいまちづくりを目指してきた。今後も地域間の格差をなくし、より一層高まる市民の多様な学習意欲に対応した明るく住みよいまちづくりを目指す必要がある。

各地区のコミュニティ活動や学習の場として重要な公民館や集会所の中には、老朽化し、手狭になっている施設がある。単独館がない地区もあり、公民館活動が十分に発揮できるよう、施設や設備の整備充実を図る必要がある。

市民スポーツパーク及び市民スポーツセンターは、本市の中核的なスポーツ施設であり、平成29年開催の国民体育大会では、ソフトボールとバレーボールの競技会場となった。しかし、スポーツセンターは建設から40年近くが経過しており、多額の費用を要する修繕や機器の更新が増加傾向にある。また、他のスポーツ施設においても同様の状況が見られ、今後は老朽化への対応を含めた適切な管理・運営が一層求められる。

市民の生涯学習の拠点である図書館は2館あり、そのうち市民図書館については開館から30年以上が経過し、設計の古さゆえ利用者のニーズに十分応えられない状況となっている。開架スペースは、幼児向けから一般向けまでワンフロアに配置されているため声や音の問題でトラブルになることがある。また、書架の配置が職員からブラインド状態となっているため、防犯上の問題が発生している。また、館内には授乳室も無く、また飲食ブースも無いため、長時間滞在者に不便を強いている状況がある。

利用者の利便性の向上と安心して利用できる図書館にするため、施設の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

児童生徒の個性や能力を伸ばし、明るく豊かな教育の実践が図られるように、家庭や学校、地域の連携を促進するとともに、教職員の資質、能力の向上のための研修の推進、教育施設の整備を行う。また、情報化や国際化に対応するため、情報基礎教育の実施、外国青年招致事業の積極的な推進を図る。さらに、八幡浜市の歴史、文化、産業について学習する場を提供するほか、京都府八幡市との中学生交流事業などを行うことにより、ふるさとへの誇りや愛着を育む。

学校施設については、「八幡浜市学校施設長寿命化計画」に基づき、予防保全を行い老朽化や地球温暖化に伴う教育関連施設の整備を進める。

また、過疎化・少子化が進行し、市内小・中学校の児童生徒数、学級数の減少といった影響が顕著となる中で、望ましい教育環境を確保するため、学校の再編統合に取り組むとともに、必要に応じて、スクールバス及びスクールタク

シーを運行することによる通学手段の確保や施設改修整備等を行う。

学校給食では、衛生管理の徹底を図り、地域食材の利用や新たなメニュー開発を今後も積極的に行う。学校との連携の下、栄養教諭などによる食育推進に取り組み、給食センター施設の積極的な活用についても検討していくほか、安全・安心な給食づくりのために必要な給食施設の整備を行う。

その他、教育支援室において、いじめ、不登校、子どもの発達に関する相談・支援をワンストップで行うことにより、児童の健全育成と子育て支援の充実を図る。

イ 生涯教育

新しい知識、科学技術の進歩や自由時間の増大は市民の生活様式に大きな変化をもたらし、物の豊かさから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、人間性の向上を求められるようになってきた。住んでいる地域・年齢・性別・職業や世代間の違いなどを越えて、仲間づくりや学習機会の拡充に努める。

スポーツ施設利用者のニーズに対応した施設整備と改修を行うとともに、指導者の確保・育成、既存施設の活用を促進する。また、学校部活動の地域展開を視野に入れた環境整備や人材育成にも取り組みながら、スポーツ関係団体、とりわけ愛媛県内でも活発で先進的な取組が進められているスポーツ推進委員会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの活動を促進し、市内外のスポーツを通じた交流の促進を図る。

また、学校施設や既存スポーツ施設を市民に広く開放し、サークル活動やニュースポーツの普及・推進を図り、活力に満ちた地域社会の実現を目指すとともに、さらに、スポーツ活動の競技力向上を図るため、プロスポーツや全国大会などの誘致を推進する。

地域における公民館施設を活用した学習活動を支援していくとともに、文化団体やサークルの学習成果の機会を拡充していくなど、生み出された学習成果を生かす環境の整備に努める。そのため活動拠点となる地区公民館等の新設及び改修整備に努める。

図書館については、地域住民の学習要求に応えられるよう、図書館資料や情報の収集整備を進めるだけでなく、安心して利用できる施設環境を整備し、サービスの向上を図る。また、施設環境の整備については、館内に会話ができるブースや集中して資料を読める静寂ブース、授乳室や飲食ブースなどを設置し、

利用者の利便性、快適性の向上を図る。また、防犯上の問題を解決するため、書架のレイアウトを変更し、利用者がより安全で安心して利用できるよう整備する。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎 八幡浜南小学校（校舎・管理棟）大規模改造事業	市	
		保内中学校校舎長寿命化改良事業	市	
		八幡浜中学校校内放送設備更新事業	市	
		屋内運動場 八幡浜南小学校（体育館）大規模改造事業	市	
		八幡浜南小学校（体育館）空調設備整備事業	市	
		保内中学校体育館長寿命化改良事業	市	
		保内中学校体育館空調設備整備事業	市	
		八幡浜中学校体育館空調設備整備事業	市	
		その他 学習用情報機器整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等	公民館 千丈地区公民館建設工事	市	
		喜須来地区公民館改修事業	市	
		真網代自治公民館建設工事	市	
		白浜地区公民館調理室改修工事	市	
		体育施設 スケートボードパーク等整備事業	市	
		市民スポーツセンター改修事業	市	
		フットサルコート整備事業	市	
		王子の森スタジアム防球ネット設置工事	市	
		その他 八幡浜市文化会館大規模改修工事	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校施設については、「八幡浜市学校再編整備実施計画」に基づき、少子化が進行する現状において、望ましい学校規模の確保、充実した教育環境の実現を目指すほか、学校統廃合に合わせた計画的な改修工事等を実施するとともに、統合により廃校となった施設の有効活用を目指していく。また、老朽化が著しい施設に

対しては、計画的な改修・修繕工事を実施する。

幼稚園については、地域バランス、施設の状況、就園率等を考慮した上で、保育ニーズの多様化に対応できる機能の充実と、適正な規模への再編整備を進めていく。また、老朽化が著しい施設に対し、計画的な改修・修繕工事の実施、及び通園時の安全確保や利便性の向上を目指していく。

公民館については、市民が生涯にわたって趣味を広げ教養を深めながら、生きがいを持ち続けることができるよう、生涯学習の支援・充実に努め、地域のコミュニティセンターとしての役割や、災害時における避難施設としての機能も果たすため、より一層の施設整備・充実に図っていく。また、現行の耐震基準を満たしていない千丈地区公民館、喜須来地区公民館や専用館のない日土地地区公民館の建設等については、財政支援も含め積極的に関与していく。

体育施設については、社会体育施設の利用者ニーズに対応した施設改修を行うほか、公園については、平成26年に策定した公園長寿命化計画に基づき、計画的な予算執行による改修を実施し、計画的な維持保全により、良好な景観保全を図る。

市民図書館及び保内図書館は新耐震基準の建物であり、耐震性は問題ないが、メンテナンスを含め長寿命化を図りながら、今後変化していく市民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、使用方法等を検討する。

その他、地域住民、利用者に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とする。また、新たに施設を整備するだけでなく、廃止施設の再利用による経費節減を図るとともに、未利用となっている施設や公共用地を、売却や貸付けなど有効活用することで、適切な資産管理と財政健全化に努める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市において、住民に最も身近なコミュニティは集落単位の自治組織である。近年、著しい人口減少や高齢化の進展に伴い、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が増加している。特に、様々な人々が地域でともに支えあう心豊かなコミュニティの形成は、居心地の良い地域づくりが基盤となることから、住民間の相互ネットワークの形成を図りながら、活発なコミュニティ活動が行われるよう、自治組織活動をはじめとする住民の主体的なまちづくり活動への支援が急務となっている。ただし、集落は、それぞれ固有の歴史をもち、それぞれの集落の実情に即した対策を講じることが必要であり、あわせて、集落を支える人材の育成・確保が課題となっている。

さらに、集落の健全な維持のためには、道路整備をはじめ、活動の拠点となる集会所等の整備・補修、バス路線及び離島航路の生活交通維持等行政による各種基盤整備を行い、コミュニケーション活動を活発化させ、集落機能の充実と活性化を図る必要がある。

(2) その対策

地域コミュニティに関して、従来の行政主導から「自分たちのまちは自分たちでまもる」という基本精神の下に、それぞれの地域住民が自立し、主体となる「地域づくり」が進められるよう推進する。

市内周辺部の公共交通空白地域の生活交通手段の確保については、バス路線が廃止になった地域において乗合タクシー事業を導入したところ、効率的な運行が認められたことから、地域の要望を踏まえた他地域への事業導入を検討するとともに、地域の実情に合った新しい地域公共交通システムの構築を図る。

また、更なる地域活性化を図るため、平成27年度から意欲がある都市部からの人材を受け入れる「地域おこし協力隊」を導入し、累計22人の採用を行っているが、新たな視点・発想により、本市の地域資源等の魅力を再発見することで地域協力活動が強力に推進され、地域に元気が戻りつつあることから、必要に応じてこれまで導入されていない地域への事業導入を検討していく。

コミュニティ活動を推進していく上での環境整備については、施設の老朽化による安全面を考慮し、計画的な整備・拡充を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

集会所を必要とする地区に対しては、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とし、新築や維持修繕については地区からの要望に対して、整備に要する経費の一部を予算の範囲内において負担する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域文化の振興については、その拠点として市民文化活動センター、八幡浜市美術館、文化会館、市民図書館・保内図書館、市民ギャラリー及び郷土資料室、保内民俗資料室及び郷土資料室を設置し、各種文化団体との連携の下、文化事業の推進、優れた芸術の一般市民への紹介を行ってきた。今後は、それぞれの施設・組織の特徴を活かした、より一層の芸術文化の振興施策が必要となっている。

また、明治に入り県下最大の商都として「伊予の大阪」と謳われた旧八幡浜地区には、往時の面影を残す建物群が存在し、保内地区にも、近代の繁栄をしのばせる町並みが残されている。しかし、近年の開発の波はこれらの地区にも影響を及ぼし、年ごとに歴史景観が失われつつある。また、国重要文化財の木造阿弥陀如来及両脇侍坐像をはじめ、地域に伝わる有形・無形の貴重な歴史的・文化的遺産が、老朽化や継承者の減少により、その伝承が難しくなっている例が散見されるため、それら地域の歴史文化とその遺産について、住民への周知・啓発活動及び保存・活用が重要な課題となっている。ふるさとに伝わる文化財や伝統は、今後の過疎地域の活性化において大きな魅力となるため、その魅力を適切に保護する施策が必要である。

一方、大ホールを有する文化会館においては、自主文化事業を通してポップスコンサートをはじめ、クラシックコンサート、古典芸能、演劇などを一般市民はもちろん次世代を担う子ども達に積極的に提供してきた。旧八幡浜市の各文化団体の発表会はもちろん、学校関係など各種団体の行事等も文化会館で数多く行われるようになった。そのため、複数の催事が文化会館に集中することとなり、特に隣接する施設と貸館業務が重複したときなどは、会館専用駐車場が少なく施設の利用者に不便をかけている状況である。また会館自体も竣工から27年以上が経過しており、老朽化した施設や設備の更新工事が必要となっている。

本市におけるモダニズム建造物は、名誉市民松村正恒氏が設計した国指定重要文化財日土小学校をはじめ、旧長谷小学校、旧川之内小学校、旧図書館、中津川公民館等があり、大きな価値を生み出した。今後はその活用方法を検討する必要がある。

(2) その対策

歴史的、文化的遺産の保存と活用を図るため、平成16年9月に国の天然記念物に指定された「八幡浜市大島のシュードタキライト及び変成岩類」の周辺整備や、重要文化財「日土小学校」の定期的な補修を行う。

モダニズム建造物や近代化遺産を含む歴史的建造物や町並みについて、旧白石和太郎洋館や菊池清治邸を中心にボランティアガイドと協力しながら「町並み文化」の醸成に努める。また、保存活用のための調査及び記録を行うとともに、各種助成制度の紹介や、市の指定文化財への補助制度の活用により、特殊な技術や多額の費用を要する歴史的・文化的遺産の保存・整備を促進する。

市民文化活動センターを中心とした文化ゾーンの整備については、旧図書館の移築や市民ギャラリーの改修を含め、郷土の先人の顕彰や歴史的建造物・文化財などを展示紹介できる施設等を整備することにより、歴史・文化交流の振興を図るとともに、中心市街地の賑わいの再生を図る。さらに、木造モダニズム建築で有名な松村正恒建築の日土小学校や旧図書館をはじめとした木造校舎、木造公共建築物等を活用したまちづくりを推進するほか、それらに先立つ近代化遺産群と先人の顕彰等を総合的に組み合わせることで、市民の暮らしを象徴した遺産等と位置づけ、新たな価値の創造を行う。

文化会館については、一層の活用と参加・発表機会の拡充を図り、市民の文化活動の活性化を促進し、併せて、利用者の利便性を図り、会館利用促進のため文化会館専用駐車場の整備を行う。

図書館内の市民ギャラリーは老朽化が進み、市民文化活動センター内には美術館が整備されたことから、施設ごとの対象分野を整理し、歴史文化や先哲に関する資料保存及び展示に対応できるよう改修を検討する。

その他、各種文化団体との連携による文化事業の推進及び優れた芸術を一般市民へ紹介するための支援を行う。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

芸術文化を振興するため、市民会館跡地に整備した市民文化活動センターを文化ゾーンの中心施設に位置づけ、菊池清治邸及び旧図書館、二宮忠八翁生誕地とともに整備・活用し市民の自主的創造的な芸術文化活動を支援していく。

その他、地域住民、利用者に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、検討・整備していくことを基本とする。また、新たに施設を整備するだけでなく、廃止施設の再利

用による経費節減を図るとともに、未利用となっている施設や公共用地を、売却や貸付けなど有効活用することで、適切な資産管理と財政健全化に努める。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化など世界規模で環境問題が深刻化している中、環境負荷軽減に向けた法整備が進むとともに、国民の意識も高まり、国全体として循環型社会への移行が進みつつある。令和2年10月に菅首相が2050年カーボンニュートラルを宣言し、「2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ」が自治体にとっても検討すべき項目から達成すべき条件となった。また、2030年に2013年比46パーセント温室効果ガス削減、さらに、2035年、2040年においてはそれぞれ60パーセント、73パーセント削減という政府目標値も具体的に示されたことから、大幅な温室効果ガスの削減について、実効性のある具体的な取組みを進める必要がある。

本市においても、令和4年6月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、ゼロカーボンシティ八幡浜を実現するため、八幡浜市環境基本計画、八幡浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策偏及び事務事業偏)等の各種計画に基づき、省エネルギーの啓発や推進(省エネ診断補助)、再生可能エネルギーの普及促進(新エネルギー設備導入補助金、太陽光共同購入事業)、バイオマスエネルギーの利活用(じゃこ天国油田化プロジェクト)をこれまで実施している。しかし、国の平均を大きく上回るスピードでの少子高齢化の進行により、生産年齢の人口比率の低下による「生産関連サービスの縮小」や「空き家、空き店舗、耕作放棄地の増加」等が危惧されている。本市の基幹産業である農業(主に柑橘)と漁業の分野においては、後継者不足が深刻な問題となっており、後継者育成のためには、産業個々に戦略を検討するのではなく、周辺産業と連携した活性化の取組みが必要である。また、本市の特徴として、地域経済圏における伊方発電所への依存傾向がある。特に宿泊業・飲食業は、将来の原発の停止・廃止への危惧から新規投資を抑える可能性もあるため、原子力発電所に代わる新たな産業の育成が急務である。

本市のエネルギー分野においては、域外に毎年62億円(市GDPの約5.7%相当)のお金が流出しているとする分析結果(環境省地域経済循環分析資料より)が出されており、これらを背景として、地域の資源や人材の特性を活かした地域への経済波及効果・雇用効果をもたらす産業の構築が重要である。本市のように豊かな自然環境を有する地域では、再生可能な自然エネルギーの導

入を積極的に推進する必要があるが、導入や維持コストの負担から積極的な導入に至っていないのが現状である。

(2) その対策

世界的な潮流である脱炭素社会への対応と、日常生活や事業活動における環境負荷低減の実現が求められている中で、脱炭素・省資源を実現しつつ、地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった経済・社会的な効用を生み出すことが必要である。令和7年3月に策定した「第2次八幡浜市地域エネルギービジョン」では、S+3E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）を同時に達成することを基本方針として掲げており、市民や事業者がエネルギー利用に積極的に参加し、地域全体でエネルギー意識を高めながら、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの実施、次世代エネルギー技術の導入を進めることにより、持続可能なエネルギー社会の実現を目指すこととしている。これにより、地域経済の安定化と環境保全を両立させ、八幡浜市をエネルギー先進地域として位置付けることが可能となる。

具体的には以下の3つのプロジェクト案を検討する。

1 市内全体のエネルギー最適化に向けて

市全体のエネルギー最適化を目指し、住宅や建物の省エネ・再エネ技術の高度化・普及を推進する。各建物がエネルギーの「消費」だけでなく「生産」「貯蔵」も行い、自立型エネルギーの実現を図ることを基本とする。さらに、市街地などの住宅密集地では、地域内でエネルギーを融通・共有する「地産地消型」エネルギーシステムの構築を目指し、調査や検討を進める。市内全体で一体感を持ちながら、持続可能なエネルギー活用を推進する。

2 地域資源を活用した分散型エネルギーシステムの導入

本市では、人口減少と高齢化が進行し、特に農業人口の減少が著しく、中山間地域における耕作放棄地等の増加により、土地の維持が困難になることが予想される。そこで、景観に配慮しかつ地域内の合意形成のうえで、周辺地域や高台の未利用地を活用し、太陽光発電や蓄電池等のエネルギー設備を導入することで、地域資源の有効活用と再エネ活用による収益確保を図る。これにより、農業の省力化・効率化を推進し、樹園地の保全にも寄与することを目指す。

具体的には、地域全体への省エネ・再エネ設備の導入可能性を調査し、先進事例の研究や農業関係者との協議を進める。また、市内全域に広がる樹園地へエネルギーを供給・利用するシステムの導入を検討し、持続可能な農業とエネルギー活用の両立を図る。最終的には、デマンドリスポンス（DR）等の電力調整事業、大規模災害時の非常用電源の確保、かんがい施設や農業機械の電動化、地域内マイクログリッドの形成を通じて、地域の脱炭素化を推進する。

3 持続可能な物流ネットワークの構築

本市は、九州（別府・臼杵）⇄四国⇄京阪神の運輸ルート（第2国土軸ルート）上に港を有しており、この地理的な利点を活かした運輸事業は市の経済を支える産業である。そのため、運輸部門における脱炭素化は喫緊の課題であり、物流トラックやフェリーの使用燃料等の脱炭素化を実現する技術の導入が求められる。まず、物流における本市の現状と将来を踏まえ、持続可能な物流システムの戦略を策定するとともに、地域の理解や関心を高め、エネルギー供給体制の強化と併せて取り組む。温室効果ガスを排出しない運輸ルートの確立を目指し、持続可能な物流ネットワークの構築を推進する。

以上の取り組みを推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識する必要がある。さらに、実施にあたっては、それぞれが連携・協働することが重要となる。

市民と事業者は、エネルギーに関する理解の促進、再エネ設備の積極的な導入等を行う。

八幡浜市（行政）は、公共施設へ再エネ設備の導入や国等エネルギー・環境関連補助制度の活用等を行い、施策の推進を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生エネルギー設備導入事業	市	
	(3) その他	省エネ設備導入事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域住民に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、施設整備を検討していくことを基本とする。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 住民参画

社会情勢の変化につれ、地域社会と日常生活、産業活動とのかかわりや連帯意識が薄れ、かつ、急速な人口減少によって地域の活力が失われつつある今、個性を活かした地域社会を形成し、地方分権に対処したまちづくりを推進していくためには、市民と行政がともに知恵を出し合い、常に市民が地域づくりの主体であることを認識する必要がある。そして、市民と協働のまちづくりにより、自分たちのまちをもう一度見つめ直し、望ましい将来像を描いていかなければならない。

本市の持続的発展への道を考えるとき、これまでのような施設整備のみならず、今後は若者をはじめとする市民が市政へ参画できるような体制づくりをはじめ、NPO等市民団体の育成と活用が求められており、かつ、活発に活動できる環境づくりが必要である。

イ 男女共同参画

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人格を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられている。社会環境の変化に伴い、女性の意識は大きく変化し、様々な分野への社会参加が進んでいるが、現実には、固定的性別役割分担意識が根強く、女性が能力を十分に発揮できる環境が整備されているとは言い難い。

本市では、女性団体の相互の連携を強化し各種団体のネットワークづくりを推進するため、「八幡浜市女性団体連絡協議会」を結成し、男女共同参画社会、環境への意識啓発など積極的に取り組んでいる。

(2) その対策

ア 住民参画

過疎地域の持続的発展のためには、全ての住民が誇りと愛着を持って自らの地域づくりに取り組み、個性豊かな地域社会を創造する必要がある。地域づく

りに主体的に取り組む各種団体の活動が、より効果的・効率的に運営されるよう組織づくりやネットワークづくりを支援し、NPO等の設立を促進する。また、魅力あるまちづくり活動を行う市民団体等を幅広く支援する。さらに、積極的に情報を公開しながら、「市長をかこむ会」を各地区で開催し、地域と行政の情報交換の機会を確保するほか、様々な地域課題の解決に向けて、大学等の研究機関や企業との連携の強化を図る。

イ 男女共同参画

男女平等及び人権尊重の意識を浸透させるとともに、性別を問わず、全ての人がそれぞれの個性や能力を発揮し、地域社会の一員として貢献できる男女共同参画社会づくりを推進する。

また、女性の社会参加を促進するため、働きたい女性が主体的に職業選択を行い、性別によって差別されることなく、家庭・地域生活と両立しながら働くことができる環境整備を促進するとともに、市の政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大を積極的に進める。さらに、男女共同参画に取り組む団体等の活動の活性化とネットワーク化を促進し、意識啓発・情報提供に努め、本市における女性グループの総合的窓口として、八幡浜市女性団体連絡協議会に対する支援・協力を推進していく。

平成29年3月に策定した「第2次八幡浜市男女共同参画計画」等に基づき、計画的・総合的な男女共同参画の推進に取り組む。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

地域住民に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、さらには財政事情等も考慮しながら、施設整備を検討していくことを基本とする。

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	創業等支援事業補助金 市内で新たに創業・起業する方々に対して、創業・起業に要する経費の一部を助成することにより、市内での創業・起業を促進し、市の産業の活性化を図る補助事業	市	人材育成
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	着地型観光推進体制整備事業	市	観光推進による地域活性化
	その他	地域交流拠点施設管理運営事業 みなと交流館等指定管理料	市	地域交流拠点活動運営による地域活性化
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	生活安定と福祉の向上
	高齢者・障害者福祉	ひとり親家庭医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	生活安定と福祉の向上
		重度心身障害者医療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	生活安定と福祉の向上
		高齢者緊急通報システム事業 高齢者世帯の緊急時における救援体制を確立し、日常生活の安全を確保	市	高齢者支援
		独居高齢者等見守りネットワーク事業 地域住民が一体となった独居高齢者等のみまもり体制の確立	市	高齢者が安心して暮らせる社会
		大島地区デイサービス事業 離島である大島地区の高齢者を対象に通所による高齢者自立生活の助長、心身機能の維持向上を図る	市	離島高齢者の自立生活の助長、心身機能の維持向上
		高齢者外出支援事業 タクシー等利用助成により移動交通手段を確保し、社会参加促進・在宅福祉の増進に寄与	市	移動交通手段の確保による、社会参加促進・在宅福祉の増進
		高齢者世帯エアコン購入費助成金交付事業 エアコンの購入と設置に係る費用の一部を助成することで、夏季における熱中症による健康被害の予防を図る	市	高齢者が安心して暮らせる社会
		シルバー人材センター運営補助金 高齢者の能力を活かした、活力ある社会づくりの創設	市	高齢者の能力を活かした、活力ある社会づくり
		生活管理指導員派遣事業 高齢者の日常生活の支援・指導による要介護状態への進行予防	市	健康に暮らせる社会
		糖尿病性疾患予防対策事業 地域ぐるみによる糖尿病の発症や重症化の予防対策	市	糖尿病の発症や重症化の予防対策
		健康増進事業 健康の保持増進を目的とする生活習慣病の発症・重症化予防対策	市	生活習慣病の発症・重症化予防対策
		がん検診事業 がんの早期発見・早期治療のための支援	市	健康で暮らせる社会づくり
		地域自殺対策強化事業 相談事業等の実施による健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現	市	安心して暮らせる社会
		がん患者へのアピアランスケア助成金交付事業 頭髪補整具及びその他の補整具の購入に要する経費の一部を助成することで、がん治療に伴う外見の変化に起因する苦痛の軽減、治療と就労や社会参加の促進及び療養生活の質の維持向上を図る	市	健康で暮らせる社会づくり
		食生活改善推進協議会補助金 食生活を軸とした健康づくりの実践活動を通じ、福祉の向上に寄与	市	健康で暮らせる社会づくり

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	その他	不妊治療費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	子どもを希望する 人への安心な環境 整備
		不妊治療交通費助成事業 医療費助成による生活安定と福祉の向上	市	子どもを希望する 人への安心な環境 整備
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	地域救急医療学講座設置事業 愛媛大学医学部と連携して寄附講座を設置するとともに、 地域救急医療の支援及び教育・研究の拠点となる地域サテ ライトセンターを市立八幡浜総合病院内に設置	市	医師の確保
		地域創生運動器再生医療講座設置事業 広島大学医学部と連携して市立八幡浜総合病院に寄附講座 を設置	市	医師の確保
	その他	大島診療所運営費 地理的不利条件下にある離島住民への医療体制確保対策	市	離島住民への医療 体制確保対策
		看護師等修学資金貸付事業	市	就学支援による看 護師確保